

平成 26 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

愛媛大学

平成 27 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	18
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	36
基準7 施設・設備及び学生支援	39
基準8 教育の内部質保証システム	47
基準9 財務基盤及び管理運営	52
基準10 教育情報等の公表	57
<参 考>	59
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	61
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

26年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～27年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成27年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島大学長
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	帝塚山学院学院長
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
◎ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
○ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第3部会)

◎ 荻上 紘一	大妻女子大学長
○ 片峰 茂	長崎大学長
川口 昭彦	大学評価・学位授与機構顧問
○ 近藤 浩二	香川大学名誉教授
○ 榎 佳之	前 豊橋技術科学大学長
清水 睦美	日本女子大学教授
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
千田 隆	広島大学教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
○ 入野 修	前 福島大学長
野嶋 佐由美	高知県立大学副学長
野中 和明	九州大学教授
浜名 恵美	筑波大学外国語センター長
平岡 真寛	京都大学教授
宮井 清暢	富山大学教授
湯川 嘉津美	上智大学教授
渡邊 一衛	成蹊大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- ◎ 泉 澤 俊 一 公認会計士、税理士
- 梶 谷 誠 電気通信大学学長顧問
- 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
- 山 本 進 一 岡山大学理事・副学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成26年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

愛媛大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 新規採用の若手教員には5年間のテニュアトラック期間を設け、体系的なPD（能力開発）プログラムの受講を義務付けるとともに財政支援を行う独自の制度を導入している。
- 教員の総合的業績評価を実施し、その結果を勤勉手当や教育研究プロジェクトへの経費配分等に反映している。
- 学士課程では、「選考方法の趣旨」や「アドミッション・ポリシー・チェックリスト」を作成・公開して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。
- 共通教育で演習形式や学生へのフィードバックを伴う双方向型の宿題・レポートの活用等、アクティブ・ラーニングの手法を活用した主題探究型科目6単位を全学必修としている。
- 地域における様々な問題を解決し、地域社会の自律的発展に貢献できる実践的人材を育成するために、6つの特別コースを設置し、現場力のある人材を地域に輩出している。
- 文部科学省の現代GP、学生支援GP、教育GP等については、それぞれ支援期間終了後においても取組が継続されている。このほか、文部科学省からの競争的資金の採択を受け、「日本・インドネシアの農山漁村で展開する6大学協働サービスラーニング・プログラム」（「大学の世界展開力強化事業」）、「地域の未来をステークホルダーと共に創る実践的人材の育成」（大学COC事業）、「医学科大学院からの基礎研究医養成コース」（「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成プログラム」）、「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」（「大学間連携共同教育推進事業」）、「高大接続」（「大学教育再生加速プログラム」）の各種教育プログラムを展開している。
- 在学生や将来当該大学を目指す高校生の支援を行う大学公認のボランティアスタッフSCVの拠点として「ピア@カフェ」が整備され、学生のミーティング場所や相談窓口として広く活用されている。
- 平成18年度文部科学省の特色GPに採択された「FD/SD/TAD三位一体型能力開発」の事業を継続的に発展させて、系統性のある教育支援者の能力開発プログラムを全学的に実施している。
- 全学の教育改革を推進するため、また、学部間の機能的な連携を図り全学としての教育の質を確保するために、教育コーディネーター制度を導入し継続的に活動している。
- 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定された教育企画室を中心に四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）を活用し、フォーラムの共催、授業デザインワークショップ、講師養成研修等を実施して教育支援者の資質向上と教育重視の意識改革に向けた成果を上げている。
- 事務系職員に対しスタッフ・ポートフォリオを導入し、メンター養成研修を実施するなど、キャリア形成支援の充実が図られている。
- 当該大学の教育研究活動等を学生目線で紹介する映像「アイダイ日記」のダイジェスト版を、英語、中国語、韓国語で公開している。
- ミュージアム（大学博物館）等において、教育研究活動の成果を積極的に公開・発信している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科においては入学定員超過率が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

国立大学法人化を契機として、平成17年3月にこれから向かうべき方向を示す指針として「愛媛大学の理念」「愛媛大学の目標」及び「愛媛大学憲章」（以下「大学憲章等」という。）を新しく制定し、「学校教育法に謳われた大学の目的を踏まえ、自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出すること」、「とりわけ地域に立脚する大学として、地域に役立つ人材、地域の発展を牽引する人材の養成がこれからの主要な責務である」と宣言するとともに、「学生中心の大学」「地域にあって輝く大学」を目指すことを明確にしている。

さらに平成18年度の大学設置基準の改正に伴い、学校教育法、学則、大学憲章等を踏まえて、各学部における目的の見直しを行い、平成22年度には、それらのより高い達成を目指して、第2期中期目標を達成するための中期計画を策定している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められ、その目的は学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学憲章等において、大学院教育における基本目標について「大学院においては、人間・社会・自然への深い洞察に基づく総合的判断力と専門分野の高度な学識と技能が身につく教育を実施する」と定めている。修士課程では大学院学則第7条に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」を、博士課程では大学院学則第8条に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として定めている。

また、各研究科規則において、それぞれの研究科の目的を定めている。例えば、理工学研究科では「理工学に関連する基礎知識と専攻分野における高度な専門知識及び応用能力を修得させ、自立し創造性豊かな研究活動をすすめる高度専門職業人及び研究者となる人材を育成するとともに、理工学の学術の進展に貢献することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、幅広い分野の成果とその限界が理解できる総合的な教育を実施するために、以下の6学部、16学科、5課程から構成されている。

- ・ 法文学部（2学科：総合政策学科、人文学科）
- ・ 教育学部（5課程：学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、総合人間形成課程、スポーツ健康科学課程、芸術文化課程）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 工学部（6学科：機械工学科、電気電子工学科、環境建設工学科、機能材料工学科、応用化学科、情報工学科）
- ・ 農学部（1学科：生物資源学科）

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

大学憲章等に掲げる教育目的に沿って、共通教育（教養教育）を重視している。全学教育の充実及び学生の修学支援等の強化を図ることを目的として設置された教育・学生支援機構では、共通教育の企画・実施が主要な業務の一つとなっている。教育・学生支援機構は、当該大学の教育理念と目標に沿い、教育の充実及び学生の修学支援等の強化を図り、これらに伴う諸問題に対処し、迅速で効率的な意思決定を行うことを目的とし、共通教育センター、英語教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、教職総合センター及び教育企画室から構成されている。このうち共通教育センターが共通教育の企画を担当し、平成26年5月1日現在5人の専任教員が配置されている。

共通教育の円滑な実施に関する重要な事項を迅速で効率的に審議し、意思決定するために、各学部の教務関係委員会長の等々を構成員とする共通教育センター会議を設置している。共通教育センター会議は月1回程度開催されており、共通教育の授業科目担当計画及び授業時間割編成に関すること、共通教育に係る諸問題について審議している。

共通教育の実施に当たっては、共通教育の質的向上を図り、その実施を円滑にするため、所属する専任の教授、准教授及び講師（医学部附属病院、大学院連合農学研究科、大学院連合法務研究科に所属する専任教員を除く。）に、担当可能な共通教育科目の授業科目の登録を義務付けており、毎年度の授業時間割

作成において、登録されたデータを基に共通教育センター長が担当授業科目を決定する全学出動体制により行われている。なお、授業担当ポイント制を導入しており、授業担当教員の決定に当たっては、担当教員ごとの累積ポイント数を参考とすることにより、特定の教員に過度の負担が集中しないよう配慮することとしている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、法文学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、連合農学研究科から構成されている。

- ・ 法文学研究科（修士課程2専攻：総合法政策専攻、人文科学専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程4専攻：学校教育専攻、特別支援教育専攻、教科教育専攻、学校臨床心理専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：看護学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程5専攻：生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻、環境機能科学専攻、博士後期課程5専攻：生産環境工学専攻、物質生命工学専攻、電子情報工学専攻、数理物質科学専攻、環境機能科学専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程1専攻：生物資源学専攻）
- ・ 連合農学研究科（博士課程3専攻：生物資源生産学専攻、生物資源利用学専攻、生物環境保全学専攻）

加えて、香川大学との連携により教育研究を実施する香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科（専門職学位課程、四国ロースクール）を設置している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学が掲げる「地域にあって輝く大学」を目指し、「学生中心の大学」作りに努め、教育、社会連携、研究及び国際連携に係る目標を全学的観点から達成するため、学部横断的な厚みと広がりのある組織構造として、教育・学生支援機構、社会連携推進機構、先端研究・学術推進機構及び国際連携推進機構を設置している。それぞれの機構には、以下のセンター等を設置している。

教育・学生支援機構：共通教育センター、英語教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、教職総合センター、教育企画室

社会連携推進機構：地域創成研究センター、防災情報研究センター、南予水産研究センター、植物工場研究センター、紙産業イノベーションセンター、社会連携企画室ほか

先端研究・学術推進機構：沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオ

愛媛大学

サイエンスセンター、東アジア古代鉄文化研究センター、宇宙進化研究センター、応用タンパク質研究施設、総合科学研究支援センター、総合情報メディアセンター、埋蔵文化財調査室、教育研究高度化支援室、学術企画室

国際連携推進機構：国際連携企画室、国際教育支援センター、アジア・アフリカ交流センター

これらの機構に所属する教員の中には、学部・大学院教育を担当する教員も多く、センター等の研究成果を、学部・大学院教育に反映している。例えば、「生命」「環境」「地域社会」の三者に軸を置いた水産学研究により、南予地方の水産業に貢献している南予水産研究センターでは、平成21年度より「新しい水産学」による教育の質的向上を意図して、農学部「海洋生産科学特別コース」を設置し、地域水産業へ積極的に貢献できる人材を育成している。また、先端的な研究を行っており実績を残しているセンター（沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、宇宙進化研究センター）においては、理工学研究科と連携し、博士後期課程に「先端科学特別コース」を設置し、国際舞台でリーダーシップを発揮できる人材育成を目標に先端的研究の指導を行っている。

その他、教育学部附属学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、附属高等学校、医学部附属病院、農学部附属農場、農学部附属演習林及び実習工場を設置し、教育実習や臨床実習及び授業や演習等、様々な教育活動を担っている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するために、国立大学法人法に規定する教育研究評議会を、また、国立大学法人愛媛大学基本規則の規定により各学部、医学系研究科及び理工学研究科に教授会を、さらに、法文学研究科、教育学研究科、農学研究科及び連合農学研究科に研究科委員会を設置している。

教育研究評議会は基本規則第14条に基づき、①中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）、②学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、③教員人事に関する事項、④教育課程の編成に関する方針に係る事項、⑤学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、⑥学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、⑦教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項等を審議し、おおむね月1回開催されている。

学部の教授会は教授会規程第4条に基づき、①長期的な目標、中期目標・中期計画及び年度計画、②諸規則の制定又は改廃、③予算の作成及び執行並びに決算、④学部長候補者及び評議員候補者の選考、⑤教員の採用及び昇任のための選考、⑥教育課程の編成、⑦学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助、⑧学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍及び学位の授与、⑨学生の懲戒、⑩教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価、⑪その他学部長が必要と認めた教育研究に関する重要事項を審議している。教授会はおおむね月1回開催され、上記審議事項、教育研究評議会から学部等へ持ち帰りとなった審議事項、全学委員会や教務委員会等の審議を踏まえて審議や報告をし、教授会議事録等は次回教授会で確認の上、記録し、周知に努めている。

また、理学部、工学部及び農学部は教授会の審議事項の一部を学部運営委員会等に付託している。

大学院の教授会及び研究科委員会は、大学院課程における研究科の運営や教育研究活動に関する事項等を審議している。

教育課程や教育方法等の改革・改善を検討する全学的な組織として、教育・学生支援機構に教育学生支援会議を設置している。同会議は教育・学生支援機構長を議長とし、同副機構長、同機構の各センター長、国際連携推進機構国際教育支援センター長及び各学部副学部長クラスの統括教育コーディネーター等を構成員としている。教育学生支援会議では、全学的な教育に関するほぼすべての議案を審議しており、その対象は高大連携から大学院や学生の諸活動にまで及ぶ。

各学部には学部規程に基づき、教育コーディネーター会議、教務委員会等、教育課程や教育方法等を検討する教務関連委員会を設置しており、定例としておおむね月1回（必要に応じて随時）開催している。医学部では、教育改革を長期的視野に立って推進し、医学教育全般の企画・実施・評価を業務とする総合医学教育センターを設置している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する全学及び各学部等の組織が適切に構成され、実質的に必要な活動を行っていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員組織は、3学部4研究科（法文学部、教育学部、農学部、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、連合農学研究科）で構成されており、教員組織編制の基本単位は学科・専攻である。各学部には学部長、副学部長、学科には学科長を、また、各研究科には研究科長、副研究科長、専攻には専攻長を置き、役割を明確化し、教育研究に係る責任の所在を明確にしている。

これに加え、学部横断的な厚みと広がりを目指し、従来からの教員組織に、教育・学生支援機構、社会連携推進機構、先端研究・学術推進機構及び国際連携推進機構の4機構を重層的に設置している。各機構には機構長、副機構長を置き、責任の所在を明確にするとともに、企画部門と実施部門を置き、学部・研究科間の調整をしながら戦略的意思決定が行える仕組みになっている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、平成26年5月1日現在、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法文学部：専任105人（うち教授50人）、非常勤23人
- ・ 教育学部：専任100人（うち教授49人）、非常勤54人
- ・ 理学部：専任66人（うち教授28人）、非常勤20人
- ・ 医学部：専任329人（うち教授53人）、非常勤141人
- ・ 工学部：専任138人（うち教授45人）、非常勤54人
- ・ 農学部：専任98人（うち教授42人）、非常勤51人

さらに、一部の学部（法文学部（1人）・工学部（4人））で助手5人を配置し、実験・実習等実技を伴う授業科目に活用している。

教育上主要と認める授業科目については、共通教育科目の63.3%、専門教育科目の82.5%を専任の教授又は准教授が担当している。また、少人数教育重視のため非常勤講師担当率の高い科目に対しては、担

当者による成績評価の偏りが出ないように、試験の共通化や成績評価の標準化に配慮した取組を実施している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 26 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 法文学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 38 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 62 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 41 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 82 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 9 人

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 173 人（うち教授 81 人）、研究指導補助教員 26 人

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：研究指導教員 123 人（うち教授 79 人）、研究指導補助教員 30 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 89 人
- ・ 連合農学研究科：研究指導教員 137 人（うち教授 101 人）、研究指導補助教員 48 人

教育学研究科教科教育専攻（修士課程）の各専攻においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」において必要とされる教員数を「専修」に準用することとすれば、平成 26 年 5 月 1 日現在、音楽教育専攻及び家政教育専攻においては、研究指導教員数は満たしているものの、そのうち教授数がそれぞれ 1 人、英語教育専攻においては研究指導補助教員数が 1 人、大学院設置基準に定められた必要教員数を下回っている。これにより教育研究上の支障は生じていないが、平成 27 年 4 月 1 日までの教員の補充及び配置を検討している。なお、教職大学院の設置を含め、平成 28 年度をめどに教育学研究科の改編を予定しており、それに合わせた教員の配置を検討することとしている。

その他の専攻及び専修については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

平成 25 年 4 月より、教育者・研究者としての自立を促進することを目的に、新規採用の若手教員をテニユアトラックに置き、その期間（5 年間）に体系的なプログラムの下で大学教員として必要とされる業務全般（教育、研究、マネジメント）に関わる能力開発と財政的支援を行う独自の制度を導入し、50 人（平成 26 年 5 月 1 日現在）の教員が制度を活用している。

現在、教員の採用は原則公募制とし、能力の高い人材、意欲のある人材の確保に努めている。さらに任期制については、教員の任期に関する規程を制定し、85 人（テニユアトラック教員を除く。）（平成 26 年 5 月 1 日現在）の教員に任期を定めている。

「教員の総合的業績評価」を実施するとともに、教員自己評価において部局等の長が推薦する優れた活

動をハイライトとしてまとめ、ウェブサイトに掲載し公表している。また、一部の部局においては優れた教育活動を行った教員を表彰する制度を設けており、医学部医学科においては平成25年度、学生の授業評価により選ばれた17人の教員がBest Teacher賞を授与されている。

教員の選考に当たっては年齢構成に配慮するとともに、教員選考に関する規程において、教育研究水準の持続的な向上を図るため、中長期的に①同一組織内で特定の大学出身者に偏らないこと、②性別のバランスに配慮すること、③社会人及び外国人の積極的な登用に努めることを定めている。さらに、平成24年度より、専任女性教員比率を平成32年までに全学で20%、理工農系学部で15%とする数値目標を設定している。目標達成のため、専任女性教員を採用した部局にインセンティブとして、予算を全学経費から支給する「愛大式ポジティブアクション」を実施している。これにより平成26年5月1日までに15人を採用し、専任女性教員比率の拡大につながっている。平成26年度における女性教員比率は13.9%である。

年齢別教員数の割合をみると、40歳未満24.5%、40歳以上50歳未満33.7%、50歳以上60歳未満29.8%、60歳以上12.1%であり、大きな偏りはない。また、外国人教員比率は3.5%である。

教職員の勤務環境を改善するため、城北地区、重信地区に保育所（えみかキッズ、あいあいキッズ）を開設しているほか、出産・育児負担により研究時間の確保が困難な研究者に対して研究支援員を派遣する若手研究者キャリア支援事業を実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考に関する規程には教員選考の基本方針や選考基準を定めており、各学部等は本規程に沿って当該学部の実状及び専門分野の特性に応じた具体的な選考基準及び選考手続き・方法等の実施細則を定め、教員選考に当たっては、書類審査、模擬授業、セミナー、面接等を実施しており、また、候補者の教育上の指導能力の評価や教育研究上の指導能力については教育業績、研究業績及び面接により評価を行うこととしている。昇格基準としては、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を定めている。

また、教員人事の適正化と点検評価のため、人事委員会を置き、①全学教員の人員管理及び人員配置、②部局等における教員選考及び教員配置の点検評価、③教員の教育研究能力向上のための人事制度等について審議している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の総合的業績評価は、年度始めに教員個々人が前年度の業績を基に行う教員自己評価と、過去3年間の教員自己評価を基に教員の所属する部局等の長が実施する部局個人評価で構成される。

毎年行われる教員自己評価は評価の対象領域を「教育活動」「研究活動」「社会的貢献」「管理・運営」の4領域に定め、独自に作成したウェブ入力システムを使用し、全専任教員を対象として実施している。

部局個人評価の評価基準は、部局の特性を反映した評価、例えば自己評価の目標設定の適切さ、学生による授業アンケートの評価等、部局ごとに定めている。また、部局に個人評価実施委員会等を置き、面接等の意見を聞く機会を設定して、客観的な評価となるよう配慮している。

教員個々人の活動内容は教員活動実績データベースにデータを集約しており、当該データは自己点検評価及び第三者評価に対する根拠資料や、教員の諸活動の活性化向上・改善に活用している。教員の総合的

業績評価結果は、個々の教員の勤勉手当や教育研究プロジェクトへの経費配分等へ反映されている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的かつ適切に行われており、その結果把握された事項に対して適切な体制整備がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

城北地区にある各学部・研究科の教育支援を担当する事務組織として、教育学生支援部教育支援課に各学部チームを置くとともに、医学部・医学系研究科担当として医学部学務課、農学部・農学研究科担当として農学部事務課学務チームを、連合農学研究科担当として農学部事務課連合農学研究科チームを置いている。また、全学的な教育課程、課外活動、就職、留学に関する業務を支援する事務組織として、教育学生支援部に教育企画課、教育支援課、教育センター事務課、学生生活支援課、就職支援課を、国際連携支援部に国際連携課を設置し、職員を配置している（平成26年度5月1日現在、145（61）人：0内は非常勤職員数）。

図書館には43人の職員を配置しており、そのうち15人が司書資格を有している。教育支援に携わる技術職員173人については理工学研究科（工学系）に最も多く配置されており、実験実習支援、ウェブサイト作成等の教育活動の支援を行っている。

主に実験、実習、演習等の授業中に教育補助業務を行うTAを活用している。また、平成23年度から優秀な学部学生を任用して、主に「スポーツ」「情報リテラシー入門」の授業中に教育補助業務を行うSA（スチューデント・アシスタント）制度を導入し活用している。平成25年度のTA、SAはそれぞれ延べ32,596時間（573人）、延べ3,312時間（102人）である。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 新規採用の若手教員には5年間のテニユアトラック期間を設け、体系的なPD（能力開発）プログラムの受講を義務付けるとともに財政支援を行う独自の制度を導入している。
- 教員の総合的業績評価を実施し、その結果を勤勉手当や教育研究プロジェクトへの経費配分等に反映している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章等に沿って、自らの教育理念と教育目的に基づいて必要な基礎学力等を提示した「求める学生像」や入学者選抜の基本方針として「選抜方法の趣旨」を記載した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、学部・研究科ごとに定めている。

例えば、理学部では、認知的要素、精神運動的要素、情意的要素の3つの観点から、「学力の基盤」「論理的思考力」「科学に生きる意志」という標語の下で3つの入学者受入方針を定め、求める学生像を明示している。また、医学部医学科では、入学者選抜方法に応じてそれぞれ入学後の修学に必要な基礎学力を入学者受入方針に提示しているほか、教育学研究科特別支援教育専攻では、教育や心理・保健医療福祉に関する基礎知識を有し、特別支援教育に関する諸問題の解決に向けて柔軟に対応できる人や特別支援教育に携わる教員・実践家及び特別支援教育の諸問題について探求したい人等を求めていることが明示されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程において、入学者受入方針に定められた求める学生像及び入学者選抜の基本方針に沿って、各学部では一般入試以外に推薦入試Ⅰ・Ⅱ、AO入試Ⅰ・Ⅱ、社会人入試、私費外国人留学生入試、編入学試験等を採用しており、それぞれの特性に応じた選抜方法（学力検査、面接等）が実施されている。また、「選考方法の趣旨」や「アドミッション・ポリシー・チェックリスト」を作成・公開して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。

理学部の一般入試前期日程の個別試験では、入学後に専門分野を見極めたい志願者が受験しやすいように、入学する志望学科を特定せずに得意な教科・科目で受験できる受験コース制を採用するなど選抜方法を工夫している。医学部・医学系研究科では、医療人としての適性を判断するため、学士課程及び大学院課程のすべての選抜試験で面接を課している。農学部では、一般入試以外に推薦入試Ⅰ、AO入試Ⅰ・Ⅱ、社会人入試、私費外国人留学生入試、2年次編入学試験、3年次編入学試験を実施しており、特に推薦入試Ⅰでは推薦A：「普通科又は理数に関する学科対象」、推薦B：「専門教育を主とする学科対象」、推薦C：「総合学科対象」別に行っている。

さらに入学者受入方針に謳われた志願者の能力・適性・関心・意欲等を多面的かつ総合的に評価するAO方式の社会人入試への採用（法文学部）や日本国外で日本留学試験を受験した志願者に対してインターネットインタビューを実施する渡日前入学許可制度による私費外国人留学生入試（理学部、工学部）等、社会のニーズに合わせた多様な入試方法を実施している。

大学院課程の各研究科においても、入学者受入方針に定められた求める学生像及び入学者選抜の基本方針に沿って、一般入試のほか社会人入試や外国人留学生入試等を実施し、特性に応じた選抜方法で入学者選抜を行っている。農学研究科では、筆記試験、口頭試問による一般入試のほかに、紙産業特別コース及び森林環境管理特別コースにおいてはAO方式により、社会人リフレッシュコースにおいては小論文及び面接試験を実施するなど、様々な入学者選抜方法を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜を適切、公正に実施するため、業務の分担や留意事項をまとめた入学者選抜個別学力検査等実施大綱を作成している。実施大綱に基づき、入学者選抜方法、個別学力検査等実施教科・科目、試験時間及び配点等、具体的な検討は学部の入試委員会等によって行い、教育研究評議会の議を経て、入学者選抜要項として発表している。

入試問題の作問と採点に関しては、作問・採点統括委員会、共通出題科目（数学・理科）作問コーディネーター、作問委員会、作問点検委員会、採点委員会を置いている。作問・採点統括委員会は各教科・科目の連絡調整を、共通出題科目（数学・理科）作問コーディネーターは作問委員等の選任及び調整を、作問委員会は入試問題の作成を任務としている。また、作問点検委員会は入試問題の適正さについて調査及び点検を、採点委員会は入試答案の採点に関する業務を行っている。

全学的に行う個別学力検査の実施に際しては、全学としては学長を本部長とする個別学力検査実施本部を、各学部には学部長を試験場本部長とする試験場本部を設置している。試験実施時間中は作問委員が実施本部や試験場本部に待機し、受験生からの質問や不測の事態に備えている。また、実施要領及び監督要領を作成し、事前に監督者や業務担当者を対象に説明会を開催して業務の周知を図り、実施後に問題点の有無を聴取している。

なお、大学院についても、学部と同様の体制により、入学者選抜が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入に対する検証はアドミッションセンター及び各学部の入試委員会等が行っている。入試の結果と入学後の成績の相関関係の分析、特定の選抜方法による入学者の追跡調査、AO・推薦による入学者に対する入学前教育の実施状況等について公表可能なものについては、大学ウェブサイト及びアドミッションセンターウェブサイトにおいて公表している。各学部においても、入学時のアンケートによる意識調査を行っている。

なお、各学部の入学者選抜の改善点として、農学部では志願者数の動向や入学後の学生の成績を検証した結果に基づき、これまでに前期日程と後期日程の募集人員の変更、推薦Ⅱの廃止、高大連携活動を利用した選抜（AOⅡ）の導入を行っている。また、農学研究科では新たなコース及び特別コースを設置し、学生の受入体制を整えている。理工学研究科（理学系）においては、博士前期課程の一般選抜2次募集について、入学者受入方針の観点からの位置付けが曖昧であったため、入学者受入方針の第3項目「科学に生きる意志」に重点を置く形で平成20年度入試からプレゼンテーションを基礎にした自己推薦型入試としている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するため

の取組が行われており、その結果を入学定員超えの改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 法文学部：1.05倍
- ・ 法文学部（3年次編入）：0.81倍
- ・ 教育学部：1.06倍
- ・ 理学部：1.05倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 医学部（2年次編入）：1.00倍
- ・ 医学部（3年次編入）：0.94倍
- ・ 工学部：1.05倍
- ・ 工学部（3年次編入）：1.20倍
- ・ 農学部：1.06倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.86倍

〔修士課程〕

- ・ 法文学研究科：0.85倍
- ・ 教育学研究科：0.87倍
- ・ 医学系研究科：0.75倍
- ・ 農学研究科：1.09倍

〔博士前期課程〕

- ・ 理工学研究科：1.13倍

〔博士後期課程〕

- ・ 理工学研究科：0.92倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.06倍
- ・ 連合農学研究科：1.38倍

連合農学研究科については、国費留学生等特別コースの学生（定員外）の実入学生がおり、定員にそれらの学生数を含めた充足率は5年間の平均では1.38倍と大きい。しかし、平成26年度においては充足率は1.06倍と改善されている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一つの研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学士課程では、「選考方法の趣旨」や「アドミッション・ポリシー・チェックリスト」を作成・公開して、学科試験や小論文を課す理由、面接において確かめたい内容等を説明している。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一つの研究科においては入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）について、学則において

「第12条 学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」
などと定めている。

これに基づき、学部及び共通教育センター、さらに各学科やコースにおいて、教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、教育学部においては

「(前略) 次のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

教員養成の課程では、関係分野の専門的学識・技能を修得するための科目と、初年次から体系的な実践・省察を重視した実習カリキュラムを用意しています。これらにより、学生は理論を学び、実践の場でその活用を試み、他者との交流を通じた省察によって真摯に自らを振り返り、さらに関心を醸成し、学びを深めていきます。

生涯学習に対応する課程では、それぞれの分野の専門的学識・技能を修得するための科目を講義のみならず演習形式で多様に用意しています。また、学生の専門的な能力を地域に発信しながら、その実践力と指導力を学び育てていきます。」

と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

共通教育においては、全学体制で対応しており、「共通教育の理念と教育方針」に基づいて、初年次科目、基礎科目、教養科目、発展科目の4つの科目区分を配置し、各々において特徴的な取組を行っている。

初年次科目は、新入生が、健全な学生生活を送るための知識・能力（ライフ・スキル）を獲得し、大学における効果的な学習方法（スタディ・スキル）を身に付けることを目的とした高等学校から大学への導入的役割を担う科目区分である。

基礎科目は、学部における専門教育や、その他様々な科目を学習する際の支えとなる、基礎知識や能力を身に付けることを目的とした科目区分である。

教養科目は、主体的な学びを通して汎用的能力を育成し、豊かな人間性を培うための科目区分である。

発展科目は、独自の資格取得を目指す科目や全学的な副専攻科目として開設された科目等、学部の枠を超えて発展的な内容を学ぶための科目区分であり、高年次履修の受け皿になっている。この中には、文部科学省改革推進補助事業（GP事業）等に採択され、支援期間終了後においても継続している以下の教育プログラムが含まれる。①「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「瀬戸内の山～里～海～人がつながる環境教育」（平成18～20年度）の継続である環境ESD指導者養成講座、②「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援GP）」に採択された「新時代の学生リーダー養成プログラム」（平成19～22年度）の継続である愛媛大学リーダーズ・スクール、③「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「愛媛大学「食育」実践プログラム」（平成20～22年度）の継続である食育士プログラム。また、平成24年度に文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「日本・インドネシアの農山漁村で展開する6大学協働サービスマーケティング・プログラム」において、「SUIJIサーバント・リーダー養成に関する科目」を開設している。

また、留学生に対する科目区分も「留学生対象科目（日本語科目及び日本事情に関する科目）」として体系的に編成されている。

共通教育科目と専門教育科目を、基礎から応用、入門から展開、教養から専門へ体系的に配置することによって、学生の社会力及び専門力の育成を考慮した編成となっている。

専門教育においては、教育課程の編成・実施方針を明示するために、平成20年度に各学科やコースでカリキュラム・マップ（履修系統図）が作成され、以降、教育課程の編成・実施方針の見直しに応じ同マップの改訂を行っている。

教育課程の特徴として、例えば、教育学部では、実践による体験と理論の往還を基本とし、実習には省察を義務付ける体系的な編成となっている。また、理学部では、授業目的に応じて専門教育科目を7区分に構造化し、カリキュラム・マップに可視化することで、教育課程の体系的構造を学生に分かりやすく示している。

各学部の卒業に必要な単位数は、共通教育と専門教育をバランスよく配置しており、各学部で授与される学位名も適切である。なお、6学部において計10種類の専攻分野の学士の学位（総合政策、法学、経済学、人文、教育学、理学、医学、看護学、工学、農学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、大学全体としてその内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮した以下の取組を行っている。

共通教育においては学生が大学での生活に早く対応し勉学活動を円滑に始められるようにすること、また、学びの基礎能力であるスタディ・スキルや人間関係の形成に不可欠なソーシャル・スキルを身に付けることを目指して、必修科目として初年次科目（「新入生セミナーA」「新入生セミナーB」）を実施している。さらに、大学生活を送る上で必要な論理的判断力、日本語表現能力を養成することを目的とした「日本語リテラシー入門」、アクティブ・ラーニングの手法を活用し、課題を探究する「主題探究型科目」等も全学必修科目として開講している。このほか、平成26年度にはアクティブ・ラーニングの手法を導入しやすいうように新たに設計・改修されたマルチゾーン型教室が整備され、一斉学習、グループワーク、プレゼンテーション等、展開に応じてその都度効果的な形態での授業に活用されている。

全学的に他学部の授業科目の履修を認めるとともに、大学間単位互換協定により松山大学、松山東雲女子大学、放送大学と単位互換を行っている。

キャリア教育の一環として、大学コンソーシアムえひめのインターンシップ事業として、愛媛県内の5大学（愛媛大学・松山大学・松山東雲女子大学・松山東雲短期大学・聖カタリナ大学）合同でインターンシップ活動を実施しているほか、当該大学独自のインターンシップ制度を設けており、年間250人以上の学生が参加している。

また、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）において、全1年次生を対象とした必修科目として「社会力入門」を開講し、キャリア・ポートフォリオを作成するなど、キャリア系授業科目の充実を図っている。平成26年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】」に採択された「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」（幹事校：島根大学）では、地域の中小企業におけるインターンシップ等について、学生の理解を促進することを目的として、中小企業理解及びインターンシップ等の教育プログラムへの参加を促す準備教育等を実施している。

教育の国際化を図る試みとして、教育学部において、国際感覚を備えた教育人材を養成するため、「国際的視点を有した教育人材を育成するフィリピン教育実習プログラム」を実施し、選抜された学生が、授業案作成、教材開発、模擬授業の事前準備を経て、フィリピン大学附属学校において英語による授業実践を行っており、平成25年度は20人の学生が参加している。また、日本とインドネシアの6大学（当該大学、香川大学、高知大学、ガジャマダ大学、ボゴール農業大学、ハサヌディン大学）で構成するSUIJIコンソーシアム（Six-University Initiative Japan Indonesia）の連携の下で、両国の学部学生が3週間にわたって、過疎化・高齢化の進む四国の農山漁村とともに滞在し、現実の課題に取り組みながら学ぶサービスラーニング・プログラムを実施している。このうち、平成25年度の「ベーシック海外サービスラーニングプログラム」では、日本から57人をインドネシア共和国に派遣し、インドネシア人学生63人とともにプログラムを実施している。

地域の様々な問題を解決し、地域社会の自律的発展に貢献できる優れた人材を育成するため、6つの特別コース（グローバル・スタディーズ・コース、リージョナル・スタディ（地域）コース、観光まちづくりコース、社会デザインコース、農山漁村地域マネジメント特別コース、海洋生産科学特別コース）を設置し、現場力のある人材を地域に送り出している。

平成 26 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に採択された「地域の未来をステークホルダーと共に創る実践的人材の育成」では、愛媛県の抱える課題である産業の活性化や地域イノベーションを創出する人材の育成を目的とし、大学全体で地域志向教育・研究・社会貢献活動に取り組んでいる。地域志向教育としては、平成 27 年度から学生全員を対象とする地域学習「えひめ学」を必修化し、COC専門科目とワークショップ等の準正課教育で課題解決型学習を行うこととしている。

その他、平成 24 年度文部科学省「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成事業」に採択された「医学科大学院」からの基礎研究医養成コース」では、医学科 1 年次からの必修科目を出発とし、学部レベルを超えて基礎研究の研鑽を積む「医学科大学院」制度を経た後、大学院で臨床研修をしながら、研究支援・国際化支援を受けることのできる基礎研究医養成コースを確立するとともに、学位取得者には教育者、留学等のキャリアプランを提示し、日本のライフサイエンス発展と医学医療の水準向上に寄与することを目指している。

さらに、平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」が採択された。これは、立場・世代・文化の異なりを超えて「学内→国内→2 国間→多国間」と段階的な交流を行い、地域や国際社会で活躍するために求められるリーダーシップを育成するプログラムであり、大学間のみならず、産学官連携プロジェクトや国際カンファレンスの企画・運営等、地域や世界とのつながりも重視した体験を通じて、西日本の大学から世界にはばたき、「学び続けるリーダー」の養成を行っており、平成 25 年度は国内 10 大学（9 大学、1 短期大学）と連携し、国内外で交流プログラムを 26 回実施している。

平成 26 年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」（高大接続）に採択された愛媛大学の取組では、愛媛大学附属高等学校をモデルとして取組んできた大学・高等学校教育の円滑な接続方法の研究・開発を進展させ、高等学校段階で“学びへの意欲”を高めることによって大学における“深い学び”を確保し、大学教育の到達点の高度化を目指すこととしている。そのために、①パイオニア・アドバンスト・プレースメント（P-A-P）プログラムの創設と二重（デュアル）単位の付与、②ルーブリック評価による「課題研究」の高度化と入試への活用、③高大で一貫して汎用的能力を育てる ICT 教材の開発を実施し、高大接続事業による問題発見・解決力育成の成果を深化発展させている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

共通教育においては、初年次の学生に自ら学ぶ姿勢を確立させるため、対話・討論型授業及び講義を併用した 1 年次必修の「新入生セミナー A」「新入生セミナー B」を開講している。英語必修科目ではコミュニケーション力を重視した指導が行われ、「コミュニケーション英語 A」と「総合英語 A」では少人数クラスを採用している。また、独自開発のテキストに加えて、外部試験（TOEIC Bridge）を導入して授業内容の標準化を図っている。実技科目「スポーツ」では、基礎的な体づくりを目的とした共通プログラムとして E-fit（愛媛大学版フィットネス・エクササイズ）を導入し、発展的な動きづくりを目的とした実技種目と併用して実施している。基礎科目「情報リテラシー入門」では、情報機器に加え新たに開発した e-learning 教材を活用し、TA、SA による支援の下、習熟度別クラスで授業を実施している。また、文系学生も対象とした「環境を考える」では 4 人程度の班ごとにテーマを定め、プレゼンテーション、実験実習、ペア・グループワーク等のアクティブ・ラーニングで授業を実施している。

各学部における専門教育では、それぞれの教育の目的に照らして講義、演習、実験、実習等を組み合わせ配置し、授業科目の内容に応じてフィールド型授業、インターネットや情報機器の活用等を取り入れている。例えば、法文学部では、主な授業は講義形態であるが、必修のゼミナール（演習科目）は1から4年次までを通して少人数で実施しており、フィールド型（現地調査とレポート）や討論・対話型、LL教室や各種情報機器を利用した授業等を展開している。教育学部では、教職科目・教科科目群を通じた「理論」と、教育実習科目群、省察科目群、地域連携実習科目及び現代的課題・講義科目群から構成される実習・省察科目群を通じた「実践」を各年次で段階的に往還する学習指導法を工夫しており、学生同士、学生と教員間でのディスカッションを取り入れた教育を実施している。理学部では、e-learning 副教材を開発して学生に提供することに取り組んでいる。医学部では、基礎から臨床へ体系的に教育課程を編成しており、医学科においてチュートリアル教育を実施している。農学部では、1年次の共通専門科目「生物資源科学実習 I A・I B」（必修）において、農場及び演習林での実体験的な学習を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業期間として、試験等の期間を含めて 35 週確保しており、各授業科目の授業可能日を 16 週確保している。

シラバスには、到達目標、講義内容、参考図書、授業時間外学習にかかわる情報、オフィスアワー等を明示して、学生の主体的な学習を促している。また、履修の手引等を用いて、新入生、各学年におけるガイダンスを実施し組織的な履修指導を行っている。履修登録した授業科目について十分な自主学習の時間を確保するために、履修登録の上限設定（CAP制）を設定しており、上限単位数は、原則として1学期当たり 24 単位としている。

各学部等における単位の实質化への配慮として、共通教育では、演習形式や学生へのフィードバックを行う双方向型のレポートの活用等、アクティブ・ラーニングの手法を活用した主題探究型科目 6 単位を全学生に必修としている。医学部医学科では、1週間の最大授業時間数を 12 から 15 に制限し、授業時間外の学習時間の確保に努めるとともに、チュートリアル教育等自主学習が必要な科目ではその時間確保に配慮している。理学部では双方向型宿題の回数増加を通じて単位の实質化を図るとともに、学生の授業外の学習時間の増加を含め学生の学習意欲を引き出す取組を行っている。農学部では、各教員が行った単位の实質化への取組について学期末に報告するよう義務付けている。

授業時間外学習時間に関して、平成 25 年度に行った学生生活調査によれば、全学部で見ると、5割以上の学生が1週間に4時間以上を授業の予復習に充てているとともに、2割程度の学生が、1週間に4時間以上を大学の授業以外の自主的な学習に充てている。また、学部単位で行った授業時間外学習時間調査結果としては、学部、学年や受講講義数等でかなり異なるが、教育学部では1日平均約2時間（平成 24 年度）であり、農学部の調査では1週平均約9時間（平成 25 年度）であったが、ゼロ時間と回答した学生もおり、更なる工夫や指導が望まれる。

授業時間内学習時間については、学生生活調査によると、平成 25 年度前期の平均修得単位数は 22.9 単位であり、これを1週間当たりの授業に充てる時間に換算すると約 23 時間、平日1日当たり約 4.6 時間である。

今後大学として、既に実施した各種の取組成果を総括し、学習に対する自主性の問題、授業形態等から総合的な検討を行い、改善に向けた更なる取組が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間確保に十分な成果を上げているとはいえないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての授業科目において、全学的に統一したフォーマットを使用してシラバスを作成している。作成されたシラバスはウェブサイトで公開するとともに、必要に応じて印刷物として配布している。

シラバスには、それぞれの科目について①授業題目・授業のキーワード、②授業の目的・到達目標、③授業の到達目標に対応する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）又は共通教育の理念・教育方針に関する項目、④授業概要・スケジュール、⑤授業時間外学習にかかわる情報、⑥成績評価方法、⑦受講条件・受講のルールにかかわる情報、⑧教材にかかわる情報、⑨オフィスアワー・連絡先、⑩参照ウェブサイト、⑪その他について記載し、学生の履修科目の選択や自主学習に供している。また、留学生等へ対応するため授業題目・授業のキーワードについて英語併記を行っている。

教育・学生支援機構では適切なシラバス作成のため、全教員にハンドブックを配布するとともに良いシラバスの書き方に関する講習会を実施している。さらに、共通教育科目では、共通教育センターにおいてシラバスの内容を確認し、必要に応じて加筆・修正を求めることで内容の充実を図っている。専門科目については、各学部において教務委員会やFD委員がシラバスの内容等を確認し、当該教員への修正依頼を行っている。

シラバスの活用状況については、共通教育科目で平成24年度に実施した共通教育科目授業改善のための学生によるアンケート結果によれば、「シラバスに則した内容の授業が行われていましたか？」という質問に対し、4段階評価中平均で前期3.15、後期3.17の回答であり、学生はシラバスを確認して授業に臨んでいることが分かる。また、平成24年度に卒業予定者に実施したアンケートによれば、「シラバスに学習目標や学習方法等が示され、有効に活用されている」という項目に対して、全学で60%以上の学生が肯定的な回答をしている。なお、学部単位の取組として、例えば農学部において平成25年度に実施したアンケートによれば90%程度の学生が受講科目を選択する際にシラバスを活用していると回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、受講科目の選択や学習の参考に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

修学支援システムに入学時にすべての学生に配置される学生生活担当教員との面談チェックシステムを導入し、学生の成績表を基にした個別面談を実施して、基礎学力不足の学生に対して履修指導を行っている。さらに、学生支援センターでは学期ごとの単位修得のスクリーニングにより不適応学生を抽出し、学生生活担当教員への連絡及び必要に応じた学生支援センターでの面談等のサポートを行っている。

また、理系学部（理、工、農）の全新入学生及び教育学部の一部の新入学生を対象として入学直後に数学力テスト（基礎学力調査テスト）を行い、学力が不足していると判定された学生に対してリメディアル教育「初級微積分」「微分と積分」を開講している。なお、共通教育センターにおいて、「初級微積分」における受講者区分別の合格率を分析し、入学時の学力及び共通教育におけるリメディアル教育の効果を確認している。共通教育の英語においては、前学期の成績を後学期に開講される「総合英語A、B」の習熟度別クラス編成の資料としている。

各学部においては、推薦入試やAO入試での入学生等に対して入学前の課題作成や補習授業を実施するなど、実状に沿った組織的な取組が行われている。農学部では、総合学科及び職業学科からの推薦入学者

を対象に入学前教育として課題の提出を課すとともに、集中形式での補習を実施している。また、1年次に補習教育として「解析学の基礎」「確率統計学の基礎」「Power Up English I、II」を開講するとともに、理系基礎科目「解析学入門」を習熟度別で開講することにより基礎学力不足の学生への配慮を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

法文学部夜間主コースでは、授業時間割を平日 18 時から 21 時 10 分（6 時限・7 時限）、土曜日 13 時 30 分から 18 時 20 分（1 時限・2 時限・3 時限）に設定している。

なお、昼間主コースの授業も 30 単位を上限として卒業要件単位として認められている。また、指導教員が学期ごとに履修計画についての相談や指導に当たっている。さらに学則第 18 条及び法文学部規則第 8 条の規定に基づき、社会人入試や 3 年次編入学試験で入学した社会人を対象に長期履修が認められており、働きながら学べる、ゆとりある履修計画が立てられるよう配慮されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学生が卒業時に身に付けていることが期待される能力として「愛大学生コンピテンシー」を定めている。「愛大学生コンピテンシー」は、大学憲章等を踏まえながら、愛媛大学生が大学生として目指すべき方向目標を示したものであり、正課教育だけでなく、準正課教育及び正課外活動も含めた大学生活全体の活動を包括して設定されている。

主に正課教育の成果として達成されるものとして、各学部等ごとに、学位授与方針が定められている。

法文学部、教育学部、医学部、工学部、農学部では学部の特徴に基づき、知識・理解、思考・判断、興味・関心・意欲、態度、技能・表現等の領域に分けて学位授与方針を定めるとともに、教育目的に応じて学科、課程ごとの学位授与方針を定めている。理学部の学位授与方針は、認知的要素、精神運動的要素及び情意的要素の観点それぞれから、科学的知性、科学的解決力、科学する者の自覚の 3 項目について定められている。また、平成 20 年度に文部科学省の「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に採択された「教職課程の DP に基づく全学的教員養成改革」において、資質の高い教員の養成のため、教職課程における学位授与方針を策定し、公表している。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則、学業成績判定に関する規程により、全学部共通の成績評価基準を策定している。成績は 100 点満

点で評価し、60点以上を合格として「秀(90から100点)、優(80から89点)、良(70から79点)、可(60から69点)」で単位を修得できるものとするが、開講授業の3分の2以上の出席がない場合は、原則として学業成績は判定されない。この基準に基づき、各学部の履修の手引(履修案内)に明記するとともに、冊子を全学生に配布しガイダンスを実施している。個々の授業科目の具体的な成績評価方法は、各教員がシラバスの「成績評価方法」に明記している。

単位認定は、授業担当教員が成績評価基準に沿ってシラバスに明示した成績評価方法により評点を算出している。これに加え、教育・学生支援機構が成績分布表を各学部に提供することで、成績評価の適切性を確認することとしている。また、GPA制度の全学導入を図るため、平成23年度に「GPA制度の全学的導入に関する申合せ」を策定し、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部では、履修コースの選択、特別履修資格者(CAP制の上限を超えて履修登録可能な者)の認定、早期卒業予定者の資格認定、学生表彰制度等に活用している。

これらのことから、成績評価基準が組織的に統一して策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生の成績は担当教員により修学支援システムから直接入力され、学生は評語(秀、優、良、可、不可、評価しない)に加え、評点(0から100点)を同システムから公開期間中に確認することができる。各学期の成績評価や授業の展開等に疑問を持つ学生に対しては、学生生活担当教員や教育コーディネーターへの相談や、オフィスアワーを活用して授業担当教員に相談できる体制を整えている。また、学業成績判定に関する学生からの申立てを受け付ける制度を設けており、申立てが認められた場合は成績評価が変更され、その結果は事務担当者から学生に連絡される。

全学生必修の共通教育科目において、複数クラスで開講される授業間の成績評価基準の標準化を図っている。例えば英語の必修科目において、同一のシラバスを使用し、自主開発した共通テキストや、外部試験TOEIC Bridgeを活用することにより、授業内容の標準化と成績評価基準の標準化を図っている。また「スポーツ」(必修科目)では、平成20年度から5年間をかけて成績評価基準の標準化(ルーブリックの作成等)を行い、それに基づいた授業運営と成績評価がなされている。

専門教育科目において、各学部において成績評価基準を標準化するための資料として、教育・学生支援機構から各学部へ全授業科目の成績分布表が送付されている。また、教育学部では成績評価の実態に関する調査を行っており、その結果を全教員に報告している。理学部では客観的、厳格な成績評価を行うために、授業科目ごとに成績評価分布を調査・分析し、成績評価の在り方を「教員の手引」に記載している。他学部においても、成績分布の妥当性について検討中である。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与に関する規定については、学則、学位規程、各学部規則に定め、学生生活の手引、履修案内、ウェブサイトで周知を図っている。

卒業認定基準は、学位授与方針に基づき、それぞれの学部規則等に定められ、学部学科ごとに必要な在学期間、修得単位数等の基準が、履修案内、ウェブサイトに掲載され、入学当初の新入生セミナーや各学

年のガイダンス等で学生に周知を図っている。

なお、卒業認定については、各学部とも卒業生判定資料に基づき、最終的には教授会で審議し、判定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院学則において、教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

「第 16 条 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために自ら必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。」

その方針の下に、例えば、医学系研究科看護学専攻においては、

「健康科学・基礎看護学」「臨床看護学」「地域・老人看護学」の3領域と共通科目を設定し、指導教員のもとでそれぞれの専門領域における知識や研究遂行能力を養うことが可能です。さらに、個々の学生の必要性に合わせて、関連した専門領域や先進的な看護学の科目を選択的に修得することができます。また、社会人看護職者が職業と両立して学習を進められるよう、夜間・休暇中に開講を行うなど、学びやすい環境を整えています。」

と教育課程の編成・実施方針を定めている。

同様に、各研究科においては、それぞれ専攻ごとに教育課程の編成・実施方針を明確に定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院課程は、課程・専攻・専修・コースごとの教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラム・マップが作成されている。また、カリキュラム・アセスメントを活用したカリキュラム改革が行われているほか、複数の科目を通じ学習課題を体系的に履修するコースワークを充実させるため、コア科目の新設や改善が行われている。

例えば、法文学研究科人文科学専攻では、必修科目1年次のコア科目4単位（「人文研究基礎理論」「人文研究実践論」）、指導教員の担当する課題研究4単位、演習4単位、選択必修科目12単位以上、選択科目6単位以上としている。これに加え、学位論文作成に向けて修士課程の2年間に3度の研究発表会を行うなど、複数指導体制の下、段階的な指導体制を構築している。また、平成22、23年度愛媛大学教育改革促進事業（愛媛大学G P）「教育の実質化を図るためのカリキュラム構築とアセスメントの導入」において、カリキュラム改革を実施している。

理工学研究科博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針の下、コア科目、発展・総合科目と共通科目の3つに区分され、コースごとにカリキュラム・マップを作成しウェブサイトで公表している。また、豊富な選択科目から学生個々の履修計画に合った授業科目を選択でき、他コースの授業科目を共通科目区分でも履修できるようにして、学識の広域化を図っている。

理工学研究科博士後期課程の授業科目は専門教育科目と総合教育科目に区分され、コースごとにカリ

キュラム・マップを作成し公表している。専門教育科目では実践的教育で専門性の深化を図り、総合科目では学識の広域化を図っている。

なお、専攻分野に応じて授与される修士の学位は、法学、経済学、学術、人文科学、教育学、看護学、工学、理学、農学の計9種類、博士の学位は、医学、工学、理学、農学、学術の計5種類の名称を付与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科は、学生の多様なニーズと学術の発展動向や社会からの要請に対応するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例（昼夜開講制）、秋季入学、長期履修制度の実施のほか、先端的授業科目の提供等様々な取組を行っている。

法文学研究科では、「人文研究実践論」において、教員が自身の研究実践例を講義し、また、学会・研究会への参加・発表を授業に組み入れるなど、学術の発展動向に配慮した内容の授業を行っている。

理工学研究科においては、平成23年度から鹿児島大学大学院理工学研究科との間で単位互換協定を締結し、主に宇宙物理学分野において先端的授業科目を提供している。理工学研究科博士前期課程の地球進化学、分子科学、生物環境科学の3コースにおいては、多様な応用能力を身に付けさせるために、平成20年度から順次、専門応用能力開発のための実習型新規授業科目を開設している。博士後期課程では、平成25年度から研究実績のある学内の4研究センター（沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、宇宙進化研究センター）と理工学研究科が連携して、教育と研究が高度に融合した先端科学特別コース（環境科学分野・地球宇宙科学分野・生命科学分野）を設置し、先端的な研究指導を提供しており、平成26年5月1日現在12人の学生が在籍している。

農学研究科では、日本とインドネシアの6大学（当該大学、香川大学、高知大学、ガジャマダ大学、ポゴール農業大学、ハサヌディン大学）で構成するSUIJIコンソーシアム（Six-University Initiative Japan Indonesia）の下、共同学位プログラム（Joint Degree Program、略称SUIJI-JDP）を実施し、平成25年度には修了生2人及び留学修了の日本人学生1人の実績を上げている。

これらのことから、特色ある授業科目の開講や先端的な研究を大学院教育に取り込むための工夫がなされており、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全研究科において大学院課程における教育の目的に照らして、例えば少人数授業、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド演習型授業、講義及び実験の併用型授業、インターネットや情報機器等の多様なメディアを利用した授業等、授業形態の組合せやバランスに配慮しながら、それぞれの授業内容に応じて学習指導法を工夫している。

教育学研究科及び理工学研究科では、プレゼンテーション・スキルの向上を目指す授業科目、「インストラクショナル・デザイン入門」「発展的ICT総合科目」において、学生自身が行うプレゼンテーションに対して、学生同士が建設的に批判し合うピア・エデュケーションによる演習形式の授業が採用されてい

る。また、理工学研究科物質生命工学専攻機能材料工学コースでは、「研究教育能力開発実習」のような社会人基礎力向上のための実習授業を取り入れている。連合農学研究科では、キャンパスが離れた3構成大学及び全国6連合農学研究科で平等に受講が可能な多地点制御遠隔講義システムを活用している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、各研究科とも1年間の授業期間として、試験等の期間を含めて35週確保しており、各授業科目の授業可能日を16週確保している。

全学的に整備しているシラバスに、到達目標や講義内容、参考図書のほか、授業時間外学習にかかわる情報、オフィスアワーの時間等を明示して、予習や復習をはじめとする学生の自主的な学習の支援を行っている。さらに、指導教員による履修指導等、組織的な取り組みが行われている。

法文学研究科では、学生の主体的研究を促すため「大学院生ポートフォリオ」（履修計画表、研究計画表）を学生に作成させている。教育学研究科では、研究科共通科目における複数回のレポート、ポスターセッションや授業案に基づく授業実践等、授業時間外学習やグループワーク、授業の参与観察を要する課題を課している。理工学研究科では、学生の学習意欲の高揚に向けて双方向型宿題の増強に取り組んでいる。医学系研究科医学専攻では、演習や実習において単位を認定する際に学生が学習した時間数を基準として点数配分を決めることをシラバスに明記している。

農学研究科では、授業時間外学習調査を行っており、平成25年度後期に行った調査では時間外学習時間は、週につき平均14時間（平日1日当たり約2.8時間）であった。

これらのことから、各研究科とも独自の取組により単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科では「シラバス登録の手引き」に基づき、担当教員がシラバスデータベースに入力することによって、全学的に統一したフォーマットでシラバスを作成している。作成されたシラバスはウェブサイトで公開するとともに、必要に応じて印刷物として学生に配布し周知に努めている。

シラバスには、それぞれの授業科目において①授業題目・授業のキーワード、②授業の目的・到達目標、③授業の到達目標に対応する学位授与方針、④授業概要・スケジュール、⑤授業時間外学習にかかわる情報、⑥成績評価方法、⑦受講条件・受講のルールにかかわる情報、⑧教材にかかわる情報、⑨オフィスアワー・連絡先、⑩参照ウェブサイト、⑪その他について記載し、学生の自主学習に供している。また、留学生等へ対応するため、授業題目・授業のキーワードについて英語併記を行っている。

教育学研究科では、年度当初の専修・コースごとの履修指導においてシラバスを用いて指導を行っている。理工学研究科では、学生がシラバスを検索する際の参考として活用できるように、シラバス等から授業のキーワード・授業の目的及び到達目標等を抜き出して記載した「講義要目」を履修案内に記載し学生に配布し周知に努めている。

シラバスの活用状況については、農学研究科において平成25年度に実施したアンケートによれば、一部の科目で十分な情報が提供されていないとの不満はあるものの、80%程度の学生が受講科目を選択する際等にシラバスを活用していると回答している。

これらのことから、全学的に統一したフォーマットで、適切なシラバスが作成され、履修登録のガイドブックや履修指導の資料として利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第 14 条に基づき大学院学則及び各研究科規則において教育方法の特例（昼夜開講制）を定め実施している。また、大学院学則及び各研究科規則において社会人が計画的な履修を行えるように長期履修制度を定め実施している。

法文学研究科では、昼夜開講制に基づいて昼夜隔年開講のローテーションを組み、特に社会人学生に対しては勤務事情を考慮して実質的な開講時間帯を相談して決めている。

医学系研究科医学専攻においては、専攻共通科目の講義を 18 時から開講するほか、一部の講義では授業に出席できなかった学生に対する補助的なツールとしてDVDを貸与している。特に平成 24 年度から開始した社会人学生の多い臨床腫瘍学教育課程がん専門医養成コースでは、中・四国コンソーシアムや全国コンソーシアムとの連携によって積極的に e-learning 教材を導入しており、外部の病院に在籍する医師でも単位修得が可能となっている。連合農学研究科では、社会人受入に関する申合せに基づき、社会人学生の勤務形態の都合を配慮し、休日及び夜間において研究指導等が適切に行えるかを代議委員会で事前確認の上、受け入れている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科では、愛媛大学大学院学則及び研究科規則に基づき、研究科の教育課程の趣旨に沿った研究指導を実施しており、適切な研究指導を行うために主指導教員 1 人と副指導教員 1 人ないし 2 人の複数教員による指導体制をとっている。研究倫理の指導については、学位論文審査基準のなかに「研究倫理」に関する項目が設けられており、新入生ガイダンスで説明しているほか、日常的な研究活動において指導が行われている。

また、TAやRAとしての活動を通じた能力育成及び教育的機能の訓練等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らした研究指導に対する取組が行われている。

法文学研究科では、毎年度初めに「大学院生ポートフォリオ」に基づいて研究計画を立案し学生が指導教員と協議しながら、学位論文作成に向けて修士課程の 2 年間に 3 度の研究発表会を実施している。

連合農学研究科では、学生の研究目的に沿った研究指導を行うため、学生が指導教員と相談の上研究テーマ等を設定し、2 人の副指導教員と指導方針等について協議した上で教育・研究指導計画書を作成し、研究科長に提出するシステムが採用されている。論文研究科目のうち「特別演習」は学生が第二副指導教員（配属されている以外の構成大学に所属）を訪問して指導を受けることになっており、論文研究においてより客観的に指導できる体制がとられている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計

画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

全研究科で学位授与方針が明確に定められている。例えば、連合農学研究科では、

「1) 知識・理解： 生物の生産、生物資源の利用、自然環境の保全などに関する高度な専門知識と技術を修得している。

2) 思考・判断・実施： 自然と人間社会が調和した持続可能な社会における諸問題（食料、資源、環境）の原因を理論的に解明し、その有効な解決方法を見出すことができる。

3) 関心・意欲・態度： 自然と人間がおりなす持続可能な社会における諸問題（食料、資源、環境）を解決・解明するため、高い関心・意欲を持ち、且つ倫理性と協調性をも保持しながら、積極的・自立的・継続的に率先して行動できる。

4) 技能・表現・説明： 自己の理論的な思考・判断プロセスや成果を的確に説明するための高いコミュニケーション能力と高度なプレゼンテーション能力を有している。」

と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則に基づいて、各研究科規則において成績評価基準が定められ、評語（秀、優、良、可、不可、評価しない）に加え、評点（0から100点）により成績が評価されている。また、学生に対して、入学時に行うガイダンス、履修案内、シラバス（「成績評価方法」）、さらにウェブサイトへの掲載等により周知を図っている。成績評価は成績評価基準に基づいて授業担当教員がシラバスに明示した成績評価方法により単位を認定している。これに加え、教育・学生支援機構が成績分布表を各研究科に提供することで、成績評価の適切性を確認することとしている。

医学系研究科では、医学専攻の主要科目（講義・演習・実習）の成績判定基準をシラバスに記載し学生への周知を図っている。さらに博士課程における研究のプロセスを自己評価できるツールとしてリサーチ・ルーブリックを作成し、入学時の大学院学生ガイダンスで資料として用いている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生の成績は担当教員により修学支援システムから直接入力され、学生は評語（秀、優、良、可、不可、評価しない）に加え、評点（0から100点）を同システムから公開期間中に確認することができる。各学期の成績評価や授業の展開等に疑問を持つ学生に対しては、指導教員や教育コーディネーターへの相談や、オフィスアワーを活用して授業担当教員に相談できる体制を整えている。また、学業成績判定に関する学生からの申立てを受け付ける制度を設けており、申立てが認められた場合は成績評価が変更され、その結果は事務担当者から学生に連絡される。

また、各研究科において、成績評価基準を標準化するための資料として、教育・学生支援機構から各研究科へ全授業科目の成績分布表が送付されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科における学位論文の審査基準は各研究科において策定されており、審査方法等は、学位規程及び学位授与方針に基づいて各研究科の「学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則」で定められている。審査基準には研究倫理に関する項目が定められている。審査基準及び審査手続き等はオリエンテーションや履修案内等により学生への周知に努めている。また、論文審査については、それぞれの研究科において組織の役割・分担、意思決定プロセス、責任の所在等を明確にして適切な審査体制の下で学位論文の審査を行っている。

例えば、理工学研究科では、学位授与方針に従って「理工学研究科博士前期課程における学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の実施に関する細則」に、審査委員の資格、審査委員会の構成、組織外の審査委員の選出等について定められている。この審査体制の下で、各専攻での公聴会における審査を経て、各専攻の修了者判定会議の事前審査、研究科運営委員会及び研究科教授会で審議し合否を決定している。また、連合農学研究科では、同研究科規則に基づき5人の専門分野に関わる審査委員による公開審査会において審査されるとともに最終試験が実施されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共通教育で演習形式や学生へのフィードバックを伴う双方向型の宿題・レポートの活用等、アクティブ・ラーニングの手法を活用した主題探究型科目6単位を全学必修としている。
- 地域における様々な問題を解決し、地域社会の自律的発展に貢献できる実践的人材を育成するために、6つの特別コースを設置し、現場力のある人材を地域に輩出している。
- 文部科学省の現代GPに採択された「瀬戸内の山～里～海～人がつながる環境教育」（平成18～20年度）では環境ESD指導者養成講座が、学生支援GPに採択された「新時代の学生リーダー養成プログラム」（平成19～22年度）では愛媛大学リーダーズ・スクールが、教育GPに採択された「愛媛大学「食育」実践プログラム」（平成20～22年度）では食育士プログラムが、それぞれ支援期間終了後においても共通教育の発展科目として取組が継続されている。
- 平成24年度に文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択された「日本・インドネシアの農山漁村で展開する6大学協働サービスラーニング・プログラム」において、日本とインドネシアの6大学で構成するSUIJIコンソーシアムの連携の下、両国の学士学生が3週間にわたって、過疎化・高齢化の進む四国の農山漁村と一緒に滞在し、現実の課題に取り組みながら学ぶサービスラーニング・プログラムを推進している。このプログラムは学生の実践力の向上の面からも優れた取組であり、継続を期待する。

- 文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に平成 24 年度採択されている「産業界等との連携による中国・四国地域人材育成事業」（幹事校：島根大学）及び平成 26 年度採択されている「中国・四国圏域での産官学協働によるインターンシップ等の推進」（幹事校：島根大学）では、キャリア系授業科目の充実を図っている。
- 平成 26 年度文部科学省の大学COC事業に採択された愛媛大学の取組「地域の未来をステークホルダーと共に創る実践的人材の育成」では、愛媛県の抱える課題である産業の活性化や地域イノベーションを創出する人材の育成を目的とし、大学全体で地域志向教育・研究・社会貢献活動に取り組んでいる。
- 平成 24 年度文部科学省「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成事業」に採択された「医学科大学院」からの基礎研究医養成コース」では、医学科1年次からの必修科目を出発とし、学部のレベルを超えて基礎研究の研鑽を積む「医学科大学院」制度を経た後、大学院で臨床研修をしながら、研究支援・国際化支援を受けることのできる基礎研究医養成コースを確立するとともに、学位取得者には教育者、留学等のキャリアプランを提示し、日本のライフサイエンス発展と医学医療の水準向上に寄与することを目指している。
- 平成 24 年度文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「西日本から世界に翔たく異文化交流型リーダーシップ・プログラム」では、西日本の大学から世界にはばたき、「学び続けるリーダー」の養成を行っている。
- 平成 26 年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム」に採択された取組では、愛媛大学附属高等学校をモデルとして取組んできた大学・高等学校教育の円滑な接続方法の研究・開発を進展させ、高等学校段階で“学びへの意欲”を高めることによって大学における“深い学び”を確保し、大学教育の到達点の高度化を目指すこととしている。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程における標準修業年限内卒業率の平成21～25年度までの5年間の平均は82.6%であり、「標準修業年限×1.5」年内卒業率の5年間平均は92.6%となっている。また、大学院課程においては、標準修業年限内修了率の平成21～25年度までの5年間の平均は81.6%であり、「標準修業年限×1.5」年内修了率の5年間の平均は89.5%となっている。

また、学生の休学率、退学・除籍率、留年率における平成21～25年度までの5年間の平均はそれぞれ学士課程で2.0%、1.5%、5.6%であり、大学院課程では3.7%、4.1%、8.6%となっている。

教育職員免許状については、教育学部のみならず、各学部においても多くの学生が学部の専門に応じた教育職員免許状を取得している。医学部においては多くの学生が医師、看護師、保健師国家資格を取得し、過去5年間の国家試験合格率は、医師が89.8%から95.6%、看護師が98.3%から100%、保健師が86.6%から100%である。特に看護学科においては、看護師国家試験、保健師国家試験ともに合格率が高い。

卒業（学位）論文は、指導教員のきめ細かな指導によって得た成果について発表会で報告し、審査されることで、適切な内容と水準が保たれている。大学院課程では、研究成果を国内外の学会等で活発に発表することを奨励し、優秀論文賞、奨励賞等を受賞した場合は学報に掲載することで、全学に周知を図っている。なお、学生の論文発表数、学会発表数ともに、良好である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

学習成果を検証する目的で卒業予定者を対象に実施しているアンケートでは、大学生生活に対する満足度に対し、平成22～24年度までの卒業予定者の90%程度が「満足」あるいは「どちらかといえば満足」と答えており、大学生生活に対する満足度は高いといえる。

学習の達成度に関しては、大学で向上した能力として、「学習活動や社会生活に必要な技能や表現力（基本技能）」「多角的な視点を培うのに必要な幅広い基礎知識（基礎知識）」「基本的思考力」「プレゼンテーション能力」「外国語会話能力」に対する評価も、毎年上昇傾向にある。「外国語会話能力」については、ほかの能力に比べて低い評価となっているものの、「学び続ける姿勢（基本姿勢）」「コミュニケーション力」については、平成22～24年度の調査によると、4段階評価でそれぞれ3.05から3.19、3.11から3.21と安定した高い評価を得ている。

さらに、教育コーディネーター会議、教務委員会、FD委員会が中心となり、講義や実習のレベルアッ

プを目的とする学生による授業評価アンケートを実施するとともに、学生からの意見を基に教育の成果や効果について検証するため、キャンパスライフ談話会・FD懇談会（法文学部）、学生モニター会議（教育学部・理学部）、学生教員交流会議（医学部）、学生と教員の懇談会（工学部）、学生授業モニター会議（農学部）等を実施している。

各研究科においても、学習成果を検証する目的で修了時にアンケートを実施している。農学研究科において平成24年度に実施した修了時アンケートでは、90%程度の学生が教育に対する満足度に対し肯定的に評価している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成25年度学部卒業生の進路状況は、全卒業生1,870人に対して1,393人（74.5%）が就職希望者であり、うち1,276人の学生が就職し、就職希望者に対する就職率は91.6%である。また、382人（20.4%）が進学しており、その他の212人（11.3%）は、公務員や教員等の国家試験等再受験希望者、留学希望者、法文学部の夜間主コースに社会人として在学していた学生等である。なお、理系学部（理学部、工学部、農学部、SSC（スーパーサイエンス特別コース））の卒業生911人のうち、340人が大学院に進学しており、理系学部の進学率は37.3%となっている。

平成25年度大学院修了生の進路状況は、全修了生453人に対して、328人（72.4%）が就職、26人（5.7%）が進学し、その他の99人（21.9%）が公務員再受験希望者、留学希望者、資格取得希望者、帰国外国人、社会人等である。就職希望者に対する就職率は94.5%である。

学部卒業生は企業や官公庁、教員、研修医や看護師等、各学部の特性に合う業種へ就職している。修士課程・博士前期課程修了生のほとんどは、高度専門職業人又は研究者として産業界、官公庁等に就職し、各分野で活躍している。博士後期課程・博士課程への進学率は高くはないが、進学者は課程修了後、博士の学位を取得し、企業等に研究者として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部及び研究科において、意見交換会やアンケートによって卒業（修了）生や就職先等の意見を聴取し、学習成果の検証を行っている。例えば、法文学部及び法文学研究科が行った就職先へのアンケートでは、基礎学力や専門的知識、コミュニケーション能力及び協調性が高く評価されている。教育学部及び教育学研究科が行った卒業（修了）生を対象としたアンケートでは、在学中に身に付けた能力として、学部卒業生はコミュニケーション能力や忍耐力、大学院修了生は専門的知識を使いこなす能力及び自己研鑽・啓発の継続力の数値が高い。医学部及び医学系研究科では愛媛県内医療機関へのインタビュー及びアンケートを実施しており、知識・理解、思考・判断、興味・関心、態度・表現のそれぞれの項目について、学部では64%から93%、大学院では71%から100%と高い評価を得ている。農学部では就職先企業等の訪問による意見聴取を行っており、一般教養、専門的知識は身に付いているとの評価を得ている。これらの各調査から一般教養、専門知識、コミュニケーション能力といった企業で働く上で必要な事項について、おおむね良好な結果を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

愛媛大学

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、城北地区、重信地区、樽味地区の3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は城北地区が152,998㎡、重信地区が191,168㎡、樽味地区が81,003㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、城北地区が143,747㎡、重信地区が120,139㎡、樽味地区が30,816㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設として、学部・研究科の講義棟、共通教育棟等に講義室、演習室、研究室及び実験室を設置している。講義室・実験室等は空調設備を整備し、プロジェクター等の視聴覚機器の充実を図ることで、良好な教育環境の確保に努めている。運動場、体育館、テニスコート等の体育施設についても、授業及び課外活動を行う上で十分な施設を整備している。また、附属施設として、附属病院、附属農場、附属演習林、附属小・中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園、附属高等学校を設置し、教育研究の実習の場として活用している。

学生のニーズへの対応として、平成21年度に、愛大ミュージズの1階から3階に学生の自主学習環境として5つのラウンジを設置している。また、1階に3つのアクティブ・ラーニング・スペースを設置し、自主学習スペースとしても活用可能としている。ラウンジについては平成22年度に教育企画室が利用状況の調査を行い、その結果を活かして、平成23年度にはバリアフリー対策工事等を行っている。

耐震化への対応として、平成25年5月までに上記校舎面積の94%において耐震化を完了している。また、平成18年度に策定した施設・環境整備基本方針(ランドデザイン)に基づき、大学のアカデミックプランや経営戦略を踏まえ、計画的に整備を行うため、平成23年度にキャンパスマスタープラン2011を策定している。このマスタープランの中で、施設整備、耐震対策、交通動線、バリアフリー、緑化、パブリックスペース、サイン、インフラ及び維持管理について、それぞれの整備状況並びに整備計画を作成している。

施設・設備のバリアフリー化への配慮としては、通路の段差解消はもとより、車いす対応のスロープ、手すり、エレベーターの設置を行っており、トイレの改修も車いす対応に配慮している。また、一部の教室においては、教室内に車いす専用のスペースを確保している。さらに、平成19年度に「バリアフリー推進室」を設置し、身体に障害のある学生への支援のため、スロープや自動ドアを設置するなど、全学的にバリアフリー化を推進している。

防犯面においては、防犯カメラを設置するなどのほか、例えば工学部の建物においては、夜間オートロックにより身分証明書と兼用のカードを持たなければ入棟できないシステムとなっており、防犯に配慮して

いる。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

総合情報メディアセンターは、城北地区と樽味地区及び重信地区等のキャンパスをネットワークで結び、情報ネットワーク環境を構築しており、ネットワーク運用に関しては、ネットワークのリース契約及び運用管理を外部委託することにより、老朽化せず停止しないネットワークの構築に努めている。平成22年度に機器を更新し、総合情報メディアセンター、図書館、愛大ミュージアム及び学部演習室等に情報教育用パソコンを平成26年5月現在1,028台設置しており、各所に配置することで学生のニーズに応えている。セキュアゲートウェイにより、学内外から情報資源の利用を可能としている。

総合情報メディアセンターのパソコンを使用して、全学生必修の共通教育基礎科目「情報リテラシー入門」を開設し、コンピューター及びインターネットを利用する際に必要な基礎知識及び技能の修得を目的とした情報基礎教育を実施している。また、ICTリソースを利用した教育が円滑に実施できるよう、LMS（ラーニング・マネジメント・システム）を構築し、「情報リテラシー入門」に限らず全学の授業で利用できるよう、サービス提供をしている。

情報セキュリティに関しては、平成23年度に情報システム運用基本方針及び情報システム運用基本規則（情報セキュリティポリシー）を策定し、情報セキュリティを確保するための組織体制を構築し、情報資産の保護に努めている。

平成21年度から学内ネットワークを利用した無線LANサービスを提供し、さらに、アクセスポイントを増やし、認証機能及び検疫機能を有する認証ネットワークを提供することで、自由かつ安全にネットワークを利用することができるようになっている。

平成24年度からは、学術認証フェデレーション（以下「学認」という。）に参加したことにより、国内外の他大学へ行った時、学認あるいはエデュロームに加入している大学においては無線LANを使用することができるようになっている。

さらに、平成25年度よりe-learningコンテンツの研究・開発を行うとともに、ICTを活用した教育の支援、授業の研究・開発を行い、教育の情報化を支援することを目的として、総合情報メディアセンターに教育デザイン室を設置し、教育コンテンツの作成を開始している。

また、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」に「学士力養成のための共通基盤システムを活用した主体的学びの促進」（申請校：千歳科学技術大学）が採択されており、国立・私立8大学が協力して、モデルシラバス・e-learning教材・到達度テストを相互に共有し合うことで、英語・数学・日本語・情報等の教育内容の充実を目指し、自ら問題解決に当たることができる自立型人材の育成のための体系的な教育プログラムの開発を進めている。

これらのことから教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、教育・研究支援を目的として、城北地区に中央図書館（座席数622席）、重信地区に医学部分館（座席数218席）、樽味地区に農学部分館（座席数139席）を整備している。中央図書館の開館日数は

年間 330 日を超え、入館者数は年間 40 万人を超えている。開館時間は、中央図書館が平日 9 時から 23 時 30 分、土日 9 時 30 分から 19 時、医学部分館が平日 9 時から 21 時、土 9 時から 17 時、農学部分館が平日 9 時から 20 時、土 9 時から 13 時である。特に、中央図書館では学生の利便性を考慮して、平日 9 時から 22 時、土日 9 時 30 分から 17 時だった開館時間を平成 26 年 5 月より延長しており、医学部分館では、平成 25 年度に改修を行い、面積を約 1.5 倍、席数を 145 席から 218 席とし、ラーニング・コモンズを新設するとともに、資料配置を全面的に見直して図書館機能の充実を図っている。

医学部と農学部の分館を含めて蔵書約 122 万冊、雑誌約 22,000 タイトルを備えている。中央図書館では、人文・社会関係、理工関係資料、医学部分館では、医学関係資料、農学部分館では、農学関係資料を中心に系統的に整備している。また、地域資料の収集にも力を入れている。資料はその特性、分野ごとに整理・配置し、図書館ウェブサイトで施設及び資料の配置、利用方法を掲載するなどして、資料の利活用を図っている。

また、電子ジャーナル（総タイトル数 16,924）、学術情報データベース、デジタルコンテンツ化による学内情報発信等、インターネットを活用した電子図書館機能の拡充サービスを推進し、利用者に対してオンライン利用者目録検索や電子ジャーナルポータルサイト、図書館ウェブサイト等の媒体を通じ、様々な情報を提供している。

学生の教育・学習に必要な資料については、図書館委員会、図書選定小委員会及び図書収集事務委員会等で審議検討し、選書、整備している。教員がシラバスで推薦する「授業関連図書」については、図書館で優先的に購入しており、新学期早々の利用に対応し、さらに、授業関連図書を一つのコーナーとして整備している。

3館合わせて 43 人の職員（内 15 人が司書資格所有者）を配置している。また、大学公認のボランティアスタッフ「スチューデント・キャンパス・ボランティア（以下「SCV」という。）」である「図書館サポーター」を 23 人（平成 26 年 4 月現在）配置し、図書館業務の補助をはじめ『オススメ本の紹介』や『月刊ひよこ』の発行等を行うなど、学生のニーズに応じた図書館サービスの向上を図っている。

さらに、学内ネットワークを利用した学生用掲示板、利用者端末を設置し学生サービスの向上に努めている。なお、図書館利用者に対するアンケートを実施し、アンケートで得られた利用者のニーズにより改善を行っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

在籍するすべての学生が利用できる自主学習環境として、図書館、総合情報メディアセンター、英語教育センター等がある。図書館には、閲覧室のほか、「グループ学習室」を中央図書館に 3 室、医学部分館及び農学部分館にそれぞれ 1 室整備しており、学生が自由に利用できる。総合情報メディアセンターには 6 つの演習室・リフレッシュコーナーに計 342 台のパソコンを配置しており、授業が行われていない時間帯は学生が自由に情報機器を使用することができる。平日の利用可能時間は 9 時から 17 時だが、夜間主学生も視野にいれて 1 室を夜間開放（17 時から 21 時）するとともに、休日開放（10 時から 17 時）も実施している。英語教育センターでは、市販の自習用英語学習ソフトの語学自習システムを利用できるとともに TOEIC、TOEFL 等の参考書も備えた語学自習室を設けているほか、2,500 冊以上の英語図書を備え学生に貸し出している。

また、教職総合センターに、教育職員免許状取得を希望する学生への支援の一環として教職支援ルーム

を設置しており、教員を目指す学生が自学自習や実践活動の打合せをすることができるようになっている。教職支援ルームは少人数による演習活動が可能な環境が整備され、図書、視聴覚資料、電子黒板、パソコンが設置されており、学生が自由に利用することができるようになっている。このほか、夜間主コースの学生には22時まで自習室を開放している。

学生のニーズへの対応として、平成21年度に、愛大ミュージズの1階から3階に学生の自主学習環境として5つのラウンジを設置したほか、1階に3つのアクティブ・ラーニング・スペースを設置し、自主学習スペースとしても活用可能としている。ラウンジには、利用促進専門委員会を置き、ブックラウンジの蔵書の充実を図るなど、学生の利用ニーズを踏まえた施設・利用方法の改善を行っている。

このほか、平成25年度に実施した図書館医学部分館の改修に伴い、学びの場として個人学習からグループ学習、プレゼンテーション等多様な学習形態に柔軟に対応できるようラーニング・コモンズを新設している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、教育・学生支援機構及び各学部が、入学前から11日間にわたり履修方法ガイダンス、学生生活オリエンテーション、共通教育ガイダンス、新入生歓迎プログラム、日本学生支援機構奨学金説明会、学部別・学科別・コース別ガイダンス等の様々な企画を行い、円滑に大学生活を迎えることができるように配慮されている。

共通教育ガイダンスでは、共通教育の教育目標や概要、カリキュラムとその履修ルール・留意事項、CAP制を含めた単位制度等について多くの時間を割いてガイダンスを行っている。教職総合センターでは、教育職員免許状取得に関連するガイダンスの際に教職関連の情報を集約した冊子『先生になるために -教職履修の手引き-』に基づいて説明を行い、教育職員免許状取得のための教員養成システム等の周知徹底に努めている。さらに学部によって手続き等が異なるため、同センターのウェブサイト上に事務窓口のほか、主要なQ&Aを記載し、多様なケースを想定し、対応している。

法文学部では、共通教育の新入生セミナー等の授業において情報関係及び図書館利用についてのガイダンスを実施し、1年次でのコース選択及び2年次以降での専門移行のためのコース紹介・ゼミ紹介・研究室訪問等を行うことで、専門・専攻の選択の円滑化を図っている。教育学部では、専門教育履修ガイダンス、学校教育教員養成課程に在籍する学生の各専修への配属方法に関するガイダンス、保育士コース説明会、各専修・コースガイダンス、及び学生生活担当教員との面談を行っている。理学部では、各年次初め又は末に各学科が学年単位で履修ガイダンスを実施しており、1年次末に学生生活担当教員が個別に学科・コース選択について、また3年次末に各学科が4年次の卒論研究室配属のためのガイダンスを実施している。医学部では、新入生ガイダンスにおいて、進級判定・共用試験・履修方法等について説明を行い、医学科の研究室配属及び看護学科の選択コースについては冊子資料の配布及び説明会の開催をしている。その他の学部においても各年次に各学科・コース向けの履修ガイダンスの実施あるいは各専門教育コースへの配属に関する説明会等を開催している。

教育学研究科においては、入学時に全体ガイダンスのほかに学校心理士説明会及び専修別ガイダンスを開催し、履修及び生活指導を行っている。医学系研究科では、学務委員会が入学当初に履修に関するガイダンスを行うとともに、指導担当教員が面談等の対応を行っている。

教育・学生支援機構が、共通教育の概要・履修方法等のガイダンスを複数回開催し丁寧に指導しており、各学部においても、初年度から4年次まで履修方法、専修、あるいは研究室等への配属に関するガイダン

ス等を実施し円滑な学生生活を始めることができるように細部にわたって配慮されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する全学的な対応として、入学時にすべての学生に配置される学生生活担当教員が、担当する学生からの学生生活全般の相談を受けているほか、授業に関する指導や助言を行っている。

卒業研究や課題研究に関しては、卒業論文あるいは修士論文指導教員が行っている。さらに、すべての授業科目担当教員には受講学生の学習相談に対応可能な時間帯をオフィスアワーとして設定することを義務付けており、シラバスに明示し、学生の積極的活用を促している。教育学生支援部学生生活支援課が、「学生何でも相談窓口」を開設し、平成24年度には、学部・大学院に所属する学生から計187件の相談を受け付けている。そしてその相談内容に応じて、学生支援センター、スタディ・ヘルプ・デスク（以下「SHD」という。）、総合健康センター、各学部相談室（学生のための心の相談窓口）等が連携し、対応している。学生支援センターでは、学生の自発的相談に対する「能動的支援」と単位修得状況・履修登録状況・出席状況等から支援を要する学生の抽出・支援を行う「積極的支援」を実施しており、当該部門及び他部署との連携により、面談等の個別サポートを実施している。平成22及び23年度に支援が必要と判断された学生数は、それぞれ347人及び252人であった。また、SHDは、基礎学力が不足している学生の学習相談や支援のために大学院学生がアドバイザーとなり、学習方法等に関して個別指導を行うことで、学習相談・支援を行っている。平成24年度におけるSHD利用件数は377件であった。

障害のある学生への支援については、障がい者修学支援委員会、学生支援センター、バリアフリー推進室、総合健康センター、SCVの一つである「障がい学生支援ボランティア」及び各学部が連携して対応している。平成24年度にバリアフリー推進室に登録した障害のある学生は17人、支援活動に協力している学生ボランティアは93人であり、ノートテイク、パソコン要約筆記又はパソコンノートテイク、代筆等の肢体不自由学生講義支援活動を行っている。特に聴覚に障害を持つ学生の支援に当たっては、「障がい学生支援ボランティア」が学生支援センターのサポートによってノートテイク等を行っている。発達障害を抱える学生に対しては、学生支援センター、総合健康センター及びバリアフリー推進室が緊密に連携しながら支援を実施している。

留学生に対する修学上の支援としては、国際連携推進機構が大学院学生によるチューター制度を設け、大学生生活及び修学上の支援を行っている。さらに、英語、中国語、ハングル語等で作成した『外国人留学生のための手引書』を配布している。

一方、各学部においては、オフィスアワーの周知、全学年次の学生及び大学院学生個々に学生生活担当教員、卒業論文及び修士論文指導教員を1人若しくは複数名を配置して、面談等によって学生及び大学院学生のニーズを把握し、修学上の助言・指導を行っている。

さらに、学生モニター会議、学生教員交流会議等を学部内で開催し、学習環境に関する学生の希望を聴取し、コピー機の増加やウェブ環境の整備等、対応可能な事項に関して改善を図っている。

「学生何でも相談窓口」を開設し、学生支援センター、SHD等の複数の組織が連携を図り、学生の修学上の要望・意見等を把握しており、個別相談を含め学生の学習支援を適切かつ丁寧に行っている。また、障害のある学生及び留学生等への学習支援も十分な配慮がなされている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

平成24年度に学生が卒業時に身に付けていることが期待される能力として「愛大学生コンピテンシー」を策定している。「愛大学生コンピテンシー」は、正課教育だけでなく、準正課教育及び正課外活動も含めた大学生活全体の活動を包括して設定されており、準正課活動や正課外活動を重視し、様々な支援を行っている。

平成25年度には、大学公認の学生サークルは体育活動サークルが69団体、文化活動サークルが49団体、計118団体あり、延べ3,693人の学生が参加しており、各サークルには顧問教員が置かれている。活動拠点として、運動施設、コミュニティハウス等を整備している。

サークル活動の活性化のため、課外活動物品の貸出を行っている。また、自己評価に基づく学生団体評価を導入し、校友会の支援による活動援助金（総額500万円）の交付を継続して行っている。また、特別支援として、団体で使用するスポーツ用具、楽器等の購入のための援助、全国大会出場のための援助、指導者招へいラーニングのための援助、施設借上のための援助を行っている。

毎年、サークルリーダー研修会を開催し、サークル内での安全管理対策の指導や、クラブ活動賠償責任保険への加入（顧問を含む）指導を行っている。

教職員の支援を得ながら、学生が自分たちの問題を自分たちで解決していく当該大学公認のボランティアスタッフであるSCVの活動は、平成16年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に「お接待」の心に学ぶキャンパスボランティア」としても採択されており、現在9団体、約250人の学生が参加し、後輩、仲間、留学生、障害を持った学生、そして将来当該大学を目指す高校生の支援を行っている。さらに、SCVの拠点「ピア@カフェ」を整備し、学生のミーティング場所として、また学生のための相談窓口として活用している。平成24年度は平日延べ715人、休日延べ858人が利用している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

平成19年4月に発足した学生代表者会議が、学習環境の改善及びキャンパスライフの向上に関する事項を学生自ら協議し、大学運営に対し積極的に参加する役割を担っている。学生代表者会議は各学部の学生代表者、サークル等の代表者で構成され、学生の要望事項を取りまとめている。学長をはじめとする大学執行部が年間1回学生代表者と会見し、学生の意見や要望を聴取することで、生活支援等に関する学生のニーズを把握し、対応している。各学部・研究科においても、学生の生活支援に関するニーズの把握に努めている。

学生が相談する窓口として、学生生活担当教員のほか、総合的な窓口である「学生何でも相談窓口」を設けており、相談内容に応じた回答や専門相談窓口の紹介を行っている。また、「WEB何でも相談窓口」を設けることで、面談では相談しにくい悩みを持つ学生への対応も行っている。

就職支援として、就職支援課の常勤職員（5人）が相談を受け付けているとともに、就職支援・キャリア

ア支援関係のウェブサイトを開設し、就職ガイダンス、就職セミナー等の情報を提供している。各学部でも就職指導室や就職資料室を置き、学生へ就職情報の提供を行っている。また、平成18年度から、校友会と連携して関東、関西での企業説明会へ就職支援バスを運行しており、平成24年度は194人が参加している。

各種ハラスメント（以下「人権侵害」という。）防止については、人権侵害の防止等に関する指針を制定するとともに、人権侵害の防止等に関する規程を定めている。人権侵害に関する苦情・相談への対応等を行う人権問題相談員を置き、ウェブサイトで相談員の連絡先を公表することで直接相談できるようにしている。人権問題相談員連絡協議会は、人権問題相談員から報告を受けた相談内容に係る協議結果を人権問題対策委員会へ報告し、報告を受けた人権問題対策委員会は、必要に応じた対応をすることとしている。

留学生の生活支援は、国際連携推進機構が中心となって組織的に対応しており、留学生各個人に対してはチューターが対応している。また、留学生が日系企業で活躍できる機会を拡大するためビジネス日本語、日本ビジネス教育からインターンシップ、就職支援まで一貫して行う「世界と協働できるグローバル人材育成プログラム」を国際連携推進機構が産業界と連携して実施しており、平成24年度は19人の留学生が受講し、就職マッチング等において支援を行っている。

障害のある学生への生活支援については、学生生活支援課に設置されたバリアフリー推進室を中心に、細やかなサポートを実施する体制をとっており、エレベーターの設置、優先駐車場の確保等施設面の充実とともに、入学式・卒業式での手話、パソコンによる文字表示等の情報保障等を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する主な経済的支援として、各種奨学金、授業料免除、学生寮・住居の提供及び斡旋等を実施している。

奨学金については、日本学生支援機構奨学金や、地方公共団体及び民間奨学金等があり、授業料免除等には、授業料免除制度、授業料徴収猶予制度、授業料分納制度がある。これらに関する情報は、入学時ガイダンスにおいて周知するとともに、ウェブサイトにおいても最新情報を随時広報している。平成25年度における日本学生支援機構奨学金への採用者数は学部学生・大学院学生を合計して1,298人であった。また、東日本大震災被災学生への授業料免除等を継続することとしている。学生表彰規程に基づき、「学業成績が特に優秀であり、他の学生の模範になる」と認められ表彰された場合は、授業料を免除することとしているほか、留学生への大学独自の経済支援策として、資金運用収益を活用して留学生に奨学費等を支給し、留学生の生活支援を行っている。

学生寮は3か所設置され、経済面に配慮した金額に設定しており、平成25年5月現在493人の学生が入居している。このうち、平成24年3月に新たに医学部学生・研修医用宿舎「あい・レジデンス」を開所し、医学部学生を生活面でサポートしている。なお、留学生向けとして国際交流会館（単身者用30室、世帯者用4室）を設置しており、平成25年5月現在26人の留学生が入居しているほか、御幸寮の70室（短期滞在用20室、長期滞在用50室）を確保するなどの配慮も行っている。

また、愛媛大学生生活協同組合と提携して、信頼できる業者や下宿・マンション等を、年間を通して、紹介・斡旋している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 16 年度文部科学省の特色GPに採択された、学生が自分たちの問題を自分たちで解決していく大学公認のボランティアスタッフであるSCVは、現在も在学生や将来当該大学を目指す高校生の支援を行っており、SCVの拠点「ピア@カフェ」が整備され、学生のミーティング場所として、また学生のための相談窓口として広く活用されている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

当該大学の理念である「学生中心の大学」を実現するため、教育・学生支援機構、自己点検評価室及び経営情報分析室等が、教育の質の改善・向上を図っている。経営情報分析室では、法人評価及び認証評価に係る資料・データの収集及び分析のほか、学部・研究科等が保有する各種資料・データの収集・集計及び分析並びに当該資料・データの総括的管理等を行っている。

教育・学生支援機構は、全学的な教育課題の調査研究機能及び学生の受入、学習支援、学生相談活動、就職支援等の学生支援機能も担う、教育・学生支援に関する総合的な全学組織である。機構長には理事（教育担当）を充てており、5センター（共通教育センター、英語教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、教職総合センター）、1室（教育企画室）を統括している。また、全学的な教育課題等を審議する組織として、教育学生支援会議を置いている。同会議は、同副機構長、同機構の各センター長、国際連携推進機構国際教育支援センター長及び各学部の統括教育コーディネーター等で構成されており、全学的な教育課題に取り組んでいる。中でも文部科学省教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）に認定されている教育企画室は、教職員の能力開発に係る各種プログラムや教材を開発し、研修を企画・実施しているほか、教育・学習の実態・成果に関する調査の企画・実施・分析を行うなど、全学の教育改革における先導的役割を担っている。

全学の教育改革を推進していくに当たり、学部間の機能的な連携を図るとともに、全学としての教育の質を確保するために、平成 18 年度に教育コーディネーター制度を導入している。平成 26 年 5 月 1 日現在、各学部・学科等から 63 人が教育コーディネーターとして学長に任命され、そのうち副学部長クラスの教員が各学部の統括教育コーディネーターを務めている。これら教育コーディネーター間の意思疎通及び改革の方向性について共通認識を図るため、平成 19 年度から教育コーディネーター研修会を年に 4、5 回開催している。同研修会では、教育コーディネーターの教育改革、教育改善に係るスキルや知識を学ぶだけでなく、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の点検・修正のほか、カリキュラム・マップの作成等、全学的な教育課題を学部を持ち帰って検討し、次の研修会で議論を重ねることで、効率的かつ迅速な教育改革を実現している。

また、先端研究・学術推進機構総合情報メディアセンター教育デザイン室では、学部の教育改革に伴うカリキュラム改善に関わる支援や科目担当者の個別の授業改善に関わる支援を行うなど、ICTを活用した教育方法の提案を行っている。

さらに、教育研究水準の向上に資するため、全学の自己点検・評価の中心的役割を果たす組織として自

自己点検評価室を設置している。自己点検評価室においては、教育・研究、社会貢献、組織運営等の状況について自ら行う自己点検・評価のほか、国立大学法人評価委員会による中期目標期間評価（以下「法人評価」という。）及び第三者評価（大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の対応・総括等を行っている。

平成 26 年度の認証評価受審に向けて、大学評価・学位授与機構が定める「大学機関別認証評価大学評価基準」に基づき平成 24 年 7 月に各学部等において自己点検・評価を行った。自己点検評価室では各学部等の自己点検・評価結果に対し再分析、エビデンスの再整備等 412 件の改善措置の提言を行い、各部局から平成 25 年 6 月にエビデンスの追加提出等が行われた。各学部等では引き続き教育研究の質向上のため不断の改善に取り組んでいる。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的規模の学生の意見聴取のために、学生代表者会議が、毎年 5 回程度開催されている。この会議は、各学部代表者、障がい学生支援ボランティア、外国人留学生等から構成されており、学長、教育・学生支援機構長等と学生とで、カリキュラムや授業内容等に関する教育内容、学習環境、施設設備等の様々な意見・要望等の意見交換がなされ、教育の質の改善に役立っている。

また、学生及び教職員からの意見聴取を行うため、学内ウェブサイト上に「学長へのご意見箱 ーくるま座 e-ねっとー」が開設され、学生及び教職員の意見を聴取できるシステムが運用されている。

授業に関わる学生の意見を聴取するために、共通教育では毎年 2 回アンケートを行い、結果を公表している。各学部においては F D 委員会、教務委員会等が主体となって、授業評価アンケートを実施している。その結果は、教員にフィードバックされ、授業の質の改善・向上がなされている。また、一部の学部では学内ウェブサイト等によりアンケート結果の公開を行っているが、今後、全学部の学生への公開が望まれる。

また各学部独自の取組も行っている。例えば、法文学部では学生と教職員で構成される学科 F D 懇談会を毎年度開催するとともに、学科 F D 宿泊研修や、各コースで独自の F D 研修合宿等を実施している。さらに 3 年次編入学生との懇談会、大学院学生との懇談会、教員同士の F D 懇談会等も開催している。教育学部においては、すべての課程・コース及び研究科から学生の代表者を招集し、学部長、各種委員会委員長及び事務職員代表者が出席し、カリキュラム、授業内容・方法及び学習環境等について意見交換を行っている。これらの意見に対する回答とその後の学部としての対応・改善策について、学部ウェブサイト等に公開している。

共通教育では、授業担当教員に対するアンケートを実施し、自由意見に対し共通教育センターがコメントを付してカリキュラム改善等に活かしている。また、卒業予定者を対象としたアンケート結果では、大学で向上した能力として「外国語会話能力」への評価がほかの能力に比べて低い評価となっているため、平成 21 年度から、共通教育の発展科目に英語プロフェッショナル養成コースに関する科目を開設している。1 年次の必修英語で身に付けた知識・技能を基盤とし、より発展的、かつ体系的な内容を兼ね備えた教育プログラムを提供することにより、現代社会で即戦力となる英語運用能力を持った学生の育成を目指している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的

かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学部における学外者からの意見聴取の取組として、例えば教育学部では、過年度卒業（修了）生に対するアンケートを実施している。また、教育学部外部評価委員会規程を制定し、平成25年度には愛媛県教育委員会義務教育課長、小中及び高等学校長会長を委員として委嘱し、入試状況、カリキュラム、就職状況、教育・研究活動、地域貢献等に関する提言を受け、教授会においてこれらの提言を踏まえた対応を取ることが確認されている。

医学部では、愛媛県内実習施設の指導者を対象にした「臨地実習連絡協議会」を毎年開催し、教員と意見交換を行う懇談会を設定している。

工学部では企業アンケートや外部評価委員会等による意見聴取を行っている。

農学部においては、就職先企業から意見聴取を行い、教育システム改善のための基礎的資料としているほか、高等学校進路担当教員等との懇談会により、教育の質の改善に向けた活動を行っている。これらの意見聴取の結果、地域人材の育成、地場産業の活性化等の要望に基づき、学部に農山漁村地域マネジメント特別コース及び海洋生産科学特別コース、大学院に紙産業特別コース及び森林環境管理特別コースを設置している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）は、教育・学生支援機構の教育企画室が中心となり、教育・学習効果を最大限に高めることを目指して、（1）授業の改善、（2）カリキュラムの改善、（3）組織の整備・改革へ組織的に取り組んでいる。教育企画室では、FDハンドブックを作成して全教員へ配布するとともに、豊富で多様な教員向け能力開発プログラムやサービスを体系付けて提供しており、各教員は自らのキャリアや能力に合わせて、必要な内容を必要な段階で学習することが可能となっている。

教員の授業の改善に向けたプログラムは、大学独自のプログラムに加え、平成20年度文部科学省「戦略的大学連携支援事業」に採択されたのを機に設立された四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（以下「SPOD」という。）のプログラムを含めて年間約60講座が提供されている。さらに、教育企画室は平成22年3月に文部科学大臣から教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定され、SPODフォーラムの共催、四国内で統一した内容による授業デザインワークショップ、職員対象の講師養成研修等を実施している。なお、平成25年度は、当該大学が担当した37講座に延べ1,004人が、SPODフォーラムには4日間で延べ1,538人の参加を得ている。教職員能力開発拠点が提供した研修プログラムの参加者の満足度は高く、多数の参加者から参加して良かったとの回答を得ている。

さらに、教育企画室では、個々の授業改善のために、中間期の振り返りを行う授業コンサルティングサービスを希望者に対して実施している。農学部では3年計画（平成21年度後期～24年度前期）で、ほぼ全教員がこの授業コンサルティングを受講しており、事後のアンケート（回答率76.9%）で96%の教員が有益だったと回答している。学生からの意見等は農学部FD講習会で報告されるとともに、年度末に各教員から提出される授業改善計画書、改善報告書等とともにFD報告書としてまとめられ、改善点等を見出

するための資料としている。

英語教育センターでは、共通教育基礎科目の英語を担当する全教員との間で授業方針、評価方法等の基本情報を共有するとともに、定期的にフォーラムやシンポジウムを開催し、教育問題の議論や教育法の工夫を行った実践例を紹介している。また、教育学部では、「総合演習の授業改善」「真正な評価—大学における成績評価のこれから」「ティーチング・ポートフォリオによる教育改善」をテーマとして、全学部の教員を対象にFDに関するシンポジウムを開催している。理学部では各学期3週間の「FDウィークス」を設け、その期間中にFD講演会や希望者に対して教員相互の授業参観を実施している。工学部では授業実践に定評のある教員による公開授業を実施し、その授業に対する意見交換等を行っている。

また、新規採用の若手教員には5年間のテニユアトラック期間を設け、教育能力開発(ED: Educational Development)、研究能力開発(RD: Research Development)、マネジメント能力開発(MD: Management Development)の3つの能力開発からなる体系的な能力開発(PD: Professional Development)プログラムを実施し、100時間の受講を義務付けている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育・学生支援機構の教育企画室が実施主体となり、教員、教育支援者(事務職員や技術職員)、TA等の教育補助者が大学の理念と目標を共有し、一体となって能力開発に取り組むことにより、教育の質の向上を目指しており、平成18年度に文部科学省の特色GPに採択された「FD/SD/TAD三位一体型能力開発」の継続として、教員へのFDと職員へのSD(スタッフ・ディベロップメント)、TAへのTAD(ティーチング・アシスタント・ディベロップメント)を連携させながら実施する系統性のある能力開発プログラムを全学的に実施している。教育支援者への研修は、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」及びSPODが定めた「SPOD-SDの定義」に基づき、SDプログラムを開発し、キャリアに応じた研修体系により実施している。また、技術職員への研修は、学内だけでなく学外の研修会や講習会にも参加を促し、資質の向上を図っている。平成25年度には462人の事務系職員に対しスタッフ・ポートフォリオを導入し、メンター養成研修を実施するなど、キャリア形成支援の充実が図られている。

教育補助者については、TAに採用された者全員を対象として研修会を実施しており、心構えについて指導した後、担当する科目ごとに分かれてそれぞれの専門的な内容について指導を行っている。TA終了後は、学生及び教員の両方へ報告書の提出を義務付け、実施中の問題点等の把握を図っている。さらに、教育スタッフとして必要となる基礎的な知識と技術について学ぶ大学院学生対象のプレFDワークショップを開催し、資質の向上を図っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための体系的な取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成18年度に採択された特色GP「FD/SD/TAD三位一体型能力開発」の事業を継続的に発展させて、系統性のある教育支援者の能力開発プログラムを全学的に実施している。

- 全学の教育改革を推進するため、また、学部間の機能的な連携を図り全学としての教育の質を確保するために、教育コーディネーター制度を導入し継続的に活動している。
- 教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定された教育企画室を中心に四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）を活用し、SPODフォーラムの共催、四国内で統一した内容による授業デザインワークショップ、職員対象の講師養成研修等を実施して教育支援者の資質向上と教育重視の意識改革に向けた成果を上げている。
- 新規採用の若手教員には5年間のテニュアトラック期間を設け、教育能力開発（ED: Educational Development）、研究能力開発（RD: Research Development）、マネジメント能力開発（MD: Management Development）の3つの能力開発からなる体系的なPD（Professional Development）（能力開発）プログラムを実施し、100時間の受講を義務付けている。
- 平成25年度には462人の事務系職員に対しスタッフ・ポートフォリオを導入し、メンター養成研修を実施するなど、キャリア形成支援の充実が図られている。
- 教育補助者のTAについて、採用された者全員を対象に研修会を実施しており、TA終了後の報告書提出を義務付け、問題点等の把握を図っている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 25 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 76,306,676 千円、流動資産 15,323,121 千円であり、資産合計 91,629,796 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 29,875,580 千円、流動負債 12,852,160 千円であり、負債合計 42,727,741 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 7,387,751 千円及び長期借入金 7,663,006 千円の用途は附属病院再開発及び学生寄宿舎等整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入及び寄宿料収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 635,237 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 21 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、役員会、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成25年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用40,432,178千円、経常収益40,898,270千円、経常利益466,091千円、当期総利益は459,471千円であり、貸借対照表における利益剰余金6,572,015千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、毎年度、役員会、教育研究評議会、経営協議会の議を経て予算編成及び予算配分方針を策定し、それに基づいた年度予算を作成して資源配分を行っている。

学長裁量経費は、大学の目的を達成するための経費としてに戦略的に重点配分されている。

また、施設設備に関する整備計画については、大学のアカデミックプランや経営戦略を踏まえ、計画的に整備を行うため、平成23年度にキャンパスマスタープラン2011を策定し、これに基づき、施設整備、耐震対策、インフラ及び維持管理等について、それぞれの整備状況並びに整備計画を作成している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則により年度当初に監事が作成する監査計画に基づいて実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の監査室が内部監査規程により年度当初に作成する内部監査計画書に基づいて実施し、報告書を作成している。

また、会計監査人による監査計画説明や監査結果報告時には、学長、財務担当理事、監事及び監査室が同席して四者協議を実施し、当該大学を取り巻く経営環境の状況、地域との連携事項、内部統制の状況、決算監査の状況等について情報の共有を図っている。

さらに、学内の監査（照査）担当部門の日常監査とは別に、財務部職員が各調達担当部署に赴き、会計内部検査実施要項に基づく会計内部検査を年1回実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の業務及び管理運営に関する重要事項を審議する機関として役員会、経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置し、大学の意思決定を行っている。なお、平成21年度から役員会の出席者に附属病院長を加え、法人経営の重要な役割を果たす附属病院に関わる事項をより具体的に審議できる体制としている。

また、事務組織は教育研究の支援部門、企画部門を強化するとともに、事務局を「大学本部」と改めることで理事直轄体制とし、学長中心の管理運営体制を整備している。これにより大学本来の使命である教育理念を経営に反映すること及び教学と経営の統一を図っている。平成20年4月からは、附属学校園事務の一元化のほか、城北地区にある4学部（法文・教育・理・工）の教務事務及び学生支援業務を集中化し、図書館棟1階に「学生サービスステーション」を設置して学生の利便性を高めるとともに、集中化に合わせた事務組織改編を行い、業務の合理化を推進し、平成26年5月1日現在、7部36課5室に438人の常勤職員を配置している。

国際戦略の構築、国際連携事業の推進、学生の国際交流の強化等を通じて、教育・研究の国際化及び人材育成に寄与するため、平成21年4月に国際交流センターを発展的に改組し、国際連携推進機構を設置し、アジア、アフリカを中心として活動を展開している。

平成17年に危機管理室を設置し、平成24年4月現在17人の室員（兼務）を任命している。危機管理室では、実際の危機発生時の対応等を定めた危機管理マニュアルを学内ウェブサイトに掲載し、教職員に周知を図っているほか、危機管理室を中心に、教務リスク、入試リスク等個別案件に関するマニュアルを作成している。また、全学の災害等を含めた災害対策マニュアルを作成し、学内ウェブサイトに掲載し、教職員に周知を図っているほか、緊急時の連絡先等を掲載した「もしものときのポケットガイド」を作成し、学内関係者に配布している。平成24年3月に大規模広域災害等、緊急時における指揮命令系統、情報連絡体制、初動体制及び復旧計画等を明確にした業務継続計画を策定し、防災意識の向上に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ把握のために、「WEB何でも相談窓口」「学生何でも相談窓口」を設置し、学生の意見を聴取しているほか、学長をはじめ、大学執行部が随時、学生代表者と会見し、学生の意見や要望を聴取し、それらの具体化を推進している学生代表者会議を実施している。また、大学の構成員（学生を含む）からの意見を直接大学運営に反映するため、「学長へのご意見箱 くるま座 e-ねっと」を学内ウェブサイトに開設し、学長が関連する部署に直接指示することにより意見に対する取組を迅速で実効的なものとしている。

さらに、経営に関する重要事項を審議する経営協議会の学外委員から得た意見を反映させ、城北地区に保育所が設置されたほか、従来の補助金依存の整備方式から民間金融機関からの資金調達をもって学生宿舎が整備されている。

また、愛媛県との意見交換や、報道関係者との懇談会を開催し、学外者からの意見を聴取する体制を整えている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適

切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、常勤監事及び非常勤監事の2人が監事業務に当たっている。

監事は、監査室及び会計監査人と連携しつつ、監事監査規則、監事監査実施基準に基づき、監事監査計画を策定した上で、役員や各部局長との対話を通じた実地監査等による広範囲に及ぶ業務監査と、財務に関する監査を実施している。その際、過年度監査の指摘事項に対するフォローアップ監査も実施している。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会、人事委員会、自己点検評価室会議及び経営情報分析室会議等の主要会議に出席して必要に応じて意見・助言を行うとともに、重要な決裁書類の回付を受けている。

監査結果は、監事が年に複数回、監査結果報告書を作成し学長に提出している。これを受けて学長から、役員会、経営協議会及び教育研究評議会において監査結果の報告がなされるとともに、学内ウェブサイトに掲載することにより、全学的に内容の共有がなされている。

監事監査の指摘事項は、役員会及び教育研究評議会議事要録の学外公開（平成24年度実施済）等の業務改善及び効率化につながっている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

独自の系統性のある能力開発プログラムを全学的に推進している。その一環として、平成19年4月に、人材育成型・能力開発型の人事マネジメントを推進するため、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」を策定している。さらに、SPODが定めた「SPOD-SDの定義」に基づき、SPOD-SDプログラム（職員養成プログラム）を開発・実施し、職員の資質の向上のための取組を組織的に行っている。これに基づき、毎年度、当該年度における段階的かつ体系的な職員研修プログラムを実施しており、平成25年度は延べ335人の職員が研修を受けている。

また、国立大学協会や人事院等の学外研修にも積極的に参加させるとともに、附属病院の医療関係従事者については、別途当該部局において、独自の研修を実施している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学の自己点検・評価の司令塔的役割を担う自己点検評価室が中心となって、自己点検・評価の実施、第三者評価への対応、教員の総合的業績評価の導入等、全学的な点検・評価活動を実施している。また、経営情報分析室が学内のデータ等を総括的に管理することにより、根拠となる資料やデータ等を効率的に分析している。各学部・研究科等においても、自己点検・評価を適切に実施できる体制を整備し、点検・評価活動を行っている。

また、担当理事等が中心となって大学の中期目標・中期計画の達成状況をその年度の実績として全学的に検証している。年度計画の実施については、担当部局等で実施計画の策定、中間評価の実施、実績報告書の提出等、一連のプロセスの中で自己点検・評価を行っている。

また、平成 26 年度の認証評価受審に向けて、大学評価・学位授与機構が定める「大学機関別認証評価大学評価基準」に基づき、自己点検・評価を行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-2 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

中期目標・中期計画の達成度については、各事業年度における業務の実績に関する報告書を役員会、教育研究評議会及び経営協議会で審議の上、国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）に提出している。法人評価委員会からの評価結果についても役員会、教育研究評議会及び経営協議会で報告するとともに学内で周知し、大学運営の改善に取り組んでいる。さらに、平成 22 年度には第 1 期中期目標期間（平成 16～21 年度）の業務の実績に関する評価も同様に法人評価委員会に提出し、評価を受けている。

また、学校教育法により定められる認証評価を平成 19 年度に受審し、大学評価・学位授与機構から大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

このほか、工学部環境建設工学科及び情報工学科、農学部生物資源学科地域環境工学専門教育コースにおいては、J A B E E（日本技術者教育認定機構）による認定を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

法人評価委員会による毎年度の評価結果は役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告するとともに、全教職員に電子メールで周知し改善を喚起している。

また、平成 24 年度、大学評価・学位授与機構の基本的観点に沿って部局で現状分析と改善策の検討を行った。自己点検評価室では各部局の現状を評価・分析し、その結果をフィードバックするために説明会を開催して、全学的に改善が必要な事項について 412 件の提言を行い、各部局では再分析やエビデンスの整備等改善を図っている。

このほか、前回の認証評価（平成 19 年度）において、大学院設置基準に基づく必要配置教員数を下回っていると指摘された教育学研究科教科教育専攻における専修において検討を行い、研究指導教員及び研究指導補助教員の補充を図っている。また、入学定員超過率が高いと指摘を受けた連合農学研究科において、適正な学生確保に向け改善を図り、平成 26 年度には入学定員充足率は適正となっている。これらのほか、経営政策室を廃止し、経営情報分析室をより機動的な組織とするため、教職協働の体制に改組している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学憲章等を、大学概要及び大学ウェブサイトへの掲載等により公表するとともに、新任教職員研修において学長自ら説明を行い、全新生に対しては新生オリエンテーションで配布する『学生生活の手引』により説明するなど、教職員、学生に周知を図っている。

また、大学の目的及び各学部・研究科の目的については学則等を大学ウェブサイトに掲載することによって公表するとともに、その教育理念・目標を受験生向けパンフレット、学部概要（案内）等に掲載し、愛媛県内外の高等学校訪問時やオープンキャンパスの参加者に配布している。さらに、中期目標・中期計画については、『第2期中期目標・中期計画ポケット版』を作成して全教職員に配布するなど、公表、周知に努めている。大学ウェブサイトの大学憲章等、中期目標・中期計画、各学部等の教育理念・目的等のページには平成24年度に合計約20万件のアクセスがあった。

平成24年7月に策定した、学生が卒業時に身に付けていることが期待される能力「愛大学生コンピテンシー」については、大学ウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成・配布と新生ガイダンス及び1年次後学期開講「社会力入門」での説明とポートフォリオ記入等、また、解説・解説論文を大学や教育企画室のウェブサイトに掲載することにより、更なる内容理解の促進に努めている。

これらのことから、大学の目的、教育理念・目標が、学内外に適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針は大学ウェブサイト、受験生向けパンフレットや学部及び研究科案内等の印刷物、学生募集要項等に掲載し、学内外に公表している。さらにオープンキャンパス、高大連携授業（高等学校出張講義）、入試説明会時を有効に活用し、公表、周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針については、大学ウェブサイトでカリキュラム・マップと併せて公表するとともに、履修の手引等に掲載し、周知に努めている。

また、各学部・研究科の学位授与方針は、大学ウェブサイト、学部案内、入学者募集要項等により公表されている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

愛媛大学

大学の教育研究活動等についての情報は、自己点検・評価の結果及び財務諸表を含めて、大学ウェブサイト及び刊行物等により公開している。なお、ウェブサイトで公開している教育情報の公表については、「受験生」「在学生」「地域の方」と公表のターゲットを定め、必要な情報を提供できるようにしている。また、大学ウェブサイトのトップページに「計画・評価、教育情報」のバナーを張り付け、訪問者の利便性を図っている。

その他、ミュージアム（大学博物館）、当該大学の教職員が出演し毎週放送されるラジオ番組「研究室からこんにちは」、大学ウェブサイトに授業紹介を行う「I Report」や最先端の研究紹介を行う「infinity」等の教育研究活動を発信することを目的としたページ及び広報誌等により、学術研究成果を積極的に公開・発信している。

さらに、国際的な情報発信のため、英語、中国語、韓国語の大学ウェブサイトを提供しているほか、当該大学の紹介映像である「アイダイ日記」についても、ダイジェスト版を英語、中国語、韓国語で作成し、ウェブサイトで公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学憲章等については、ウェブサイト上に丁寧に公表説明されており、また、大学概要の体裁は比較的ビジュアルに簡潔な説明であり、適確な情報発信に努めている。
- 当該大学の教育研究活動を学生目線で紹介する映像「アイダイ日記」のダイジェスト版を英語、中国語、韓国語で公開している。
- ミュージアム（大学博物館）等において、教育研究活動の成果を積極的に公開・発信している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 愛媛大学

(2) 所在地 愛媛県松山市

(3) 学部等の構成

学部：法文学部、教育学部、理学部、医学部、工学部、農学部

研究科：法文学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科、連合農学研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科

関連施設：教育・学生支援機構（共通教育センター、英語教育センター、アドミッションセンター、学生支援センター、教職総合センター、教育企画室）、社会連携推進機構（知的財産センター、産学連携推進センター、地域創成研究センター、防災情報研究センター、南予水産研究センター、植物工場研究センター、紙産業イノベーションセンター、社会連携企画室）、先端研究・学術推進機構（沿岸環境科学研究センター、地球深部ダイナミクス研究センター、プロテオサイエンスセンター、東アジア古代鉄文化研究センター、宇宙進化研究センター、応用タンパク質研究施設、総合科学研究支援センター、総合情報メディアセンター、埋蔵文化財調査室、教育研究高度化支援室、学術企画室）、国際連携推進機構（国際連携企画室、国際教育支援センター、アジア・アフリカ交流センター）、図書館、ミュージアム、実験実習教育センター、総合健康センター、女性未来育成センター、医学部附属病院、医学部附属総合医学教育センター、医学部附属手術手技研修センター、農学部附属農場、農学部附属演習林、農学部附属環境先端技術センター、農学部附属食品健康科学研究センター、教育学部附属教育実践総合センター、教育学部附属小・中学校、教育学部附属特別支援学校、教育学部附属幼稚園、附属高等学校

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部8,358人 大学院1,239人

専任教員数：845人

助手数：5人

2 特徴

本学は、昭和24年に新制国立大学として、松山高等学校、愛媛師範学校、愛媛青年師範学校、新居浜工業専門学校を母体として文理学部、教育学部、工学部の3学部

で発足した。昭和29年には松山農科大学を母体とする農学部、昭和48年には新設の医学部が加わり、現在では6学部7研究科からなる学生約1万人を擁する総合大学となった。これまでに本学を巣立った学部卒業生は77,389人、大学院修了生は12,093人に達している。

本学は、平成17年3月に「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」を制定して、優れた教育と高度の学術研究を推進するとともに地域をはじめ社会に貢献することを基本使命とし、積極的に大学改革に取り組んでいる。

本学の特徴としては、次の点が挙げられる。

① 学生中心の大学

本学は「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」の中で「学生中心の大学」作りを謳っている。本学は学生の自主的な活動を支援しており、その中核となる全学組織として教育や学生支援に関する業務を統括し、それらの有機的連携を図るために5センター1室で構成する教育・学生支援機構を設置している。そのうち、教育企画室では全学的な教職員能力開発のための研修等を行っており、平成22年3月には文部科学大臣から「教職員能力開発拠点」として認定を受けている。また、平成24年7月には、全学規模で学生の方向目標を明確にし、育成する場として正課教育・準正課教育・正課外活動の3つの場を明確化し全ての教員・職員が関与することを明示した「愛大学生コンピテンシー」を策定した。このほか、教育・研究・管理にバランスの取れた大学教員を育成し、教育の質の保証に資することを目的として、平成25年4月に本学独自のテニユア・トラック制度を全学的に導入している。

② 地域にあって輝く大学

本学は「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」の中で「地域にあって輝く大学」を謳っている。地域との連携を強化し地域のより一層の飛躍・発展に資するため、平成26年5月現在で愛媛県をはじめとした12の自治体、13の地元企業等と連携協定を締結している。また、地元の産業界からの要請により、農学研究科紙産業特別コース等の地域貢献型の教育コースを整備しているほか、南予水産研究センターを中心とした「生命」、「環境」、「地域社会」の三者に軸を置いた水産学研究により、南予地方の水産業に貢献している。

③ 先端的な研究センターの設置

本学は「沿岸環境科学研究センター」、「地球深部ダイナミクス研究センター」、「プロテオサイエンスセンター」の先端的な3研究センターを設置し、国際的な研究拠点形成を目指しているほか、宇宙進化研究センター、東アジア古代鉄文化研究センター等を設置し、ユニークかつ高度な研究で世界展開を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

愛媛大学は、昭和 24 年に新制国立大学として組織され、平成 16 年 4 月 1 日、国立大学法人愛媛大学として再出発した。本学の理念は以下のとおりである（「愛媛大学の理念と目標及び愛媛大学憲章」における「理念」の要約）。

<愛媛大学の理念>

（1）100 年の伝統に学ぶ

愛媛大学は、その前身校から「自治と自立」の精神を受け継ぎ、歴史の試練を乗り越えてきた。第二次世界大戦後、平和国家の建設を目指す気運のなかで、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開すること」（学校教育法）を実現すべく、新制の国立愛媛大学として発足した。本学に集った先人たちは、大学の自治を守り、深く地域に立脚し、平和で民主的な繁栄する社会を建設するために力を尽くしてきた。本学は、国立大学法人に改組されたことを機に、人類の未来を切り拓き地域に貢献する人材を育成するという光輝ある伝統を再確認しつつ、新しい理念と目標のもとに特色ある教育研究活動を展開することを決意するものである。

（2）知の共同体を築く

現代社会では、自立した社会人への成長を担保する地域社会の機能が低下し、それに伴い、多くの期待が社会制度としての学校教育に寄せられるようになってきている。選別主義的な学力競争は若者たちの孤立化をもたらし、社会的人間的な成熟は遅れ、大学教育の現場にもその影響が強く及んでいる。大学は、いたずらにアカデミックな専門性に閉塞することなく、地域共同体がかつて兼ね備えていた協働と人間育成の機能を強く意識し、教育と知の創造に取り組まなければならない。

愛媛大学は、構成員である学生、教職員それぞれが互いに研鑽しあい、生き甲斐をもって働き学ぶことができるよう、世代の壁を超えた知の共同体を構築する。研究者の活力は若い世代への刺激となり、若い世代の新鮮な発想と問題意識は新たな教育研究を突き動かす原動力となる。若い知性は、先学の知識を深く学び取るとともに、その限界を批判し、やがて従来への到達点を乗り越えていく。

愛媛大学は、大学の自治の原理にのっとり、構成員の人間的な関係の発展と知的な交流が学内のあらゆる場において多面的に実現するよう努め、「知の共同体」を確立し、活力ある知性を育成することによって「学生中心の大学」を作り上げていく。

（3）「地域にあって輝く大学」を創る

愛媛大学が拠点とする伊予の地は、緑濃い山々と波静かな瀬戸内海に囲まれた温暖な地域であり、四国遍路や子規の俳句に象徴されるような、心根のやさしさと豊かな情緒を長い歴史の中で育んできた。しかし、地域の伝統的な生活様式や文化を守ることによって安定的な暮らしを享受することができたかつての時代とは異なり、時空間距離が短縮し、情報交換や人的・物的交流が頻繁に行われる現代においては、全国的な生活様式の均一化が進み、地域の人々の意識も急速に変貌しつつある。環境問題、教育、福祉、少子・高齢化、発展途上国との競争激化や大都市圏集中による地方経済の衰退など、現実には地域の抱える諸問題の解決は容易ではない。

愛媛大学は、国立大学法人としての自主性・自律性を最大限に生かして、「地域にあって輝く大学」の実現に向け大胆に改革と活動を推進する。

本学は、設立当初から地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担ってきた。地域との連携についてこれまで以上に強く意識し、地域に拠点を置く総合大学として、地域の諸課題の解決に向けて力を尽くし、地域の福祉と繁栄の為に貢献し、そのことを通して「地域にあって輝く大学」を実現するものである。

＜愛媛大学の基本目標＞

国立大学法人愛媛大学は、上記の理念を実現するための基本目標を「愛媛大学憲章」として定め、全構成員の指針としている。その主な内容は以下のとおりである。

愛媛大学は、平成 16 年 4 月 1 日に国立大学法人愛媛大学となり、国の組織から独立した経営体として再出発することになった。愛媛大学は、学校教育法に謳われた大学の目的を踏まえ、自ら学び、考え、実践する能力と次代を担う誇りをもつ人間性豊かな人材を社会に輩出することを最大の使命とする。とりわけ、地域に立脚する大学として、地域に役立つ人材、地域の発展を牽引する人材の養成がこれからの主要な責務であると自覚する。

(教育)

- 1 愛媛大学は、学生が豊かな創造性、人間性、社会性を培うとともに、自立した個人として生きていくのに必要な知の運用能力、国際的コミュニケーション能力、論理的判断能力を高める教育を実践する。
- 2 愛媛大学は、地域・環境・生命に関連する教育に力を注ぎ、地域の現場から課題を発見し解決策を見いだす能力を育成する。
- 3 大学院においては、人間・社会・自然への深い洞察に基づく総合的判断力と専門分野の高度な学識と技能が身につく教育を実施する。
- 4 愛媛大学は、学生が入学から卒業・修了まで安心して充実した大学生活を送ることができる学生支援体制を築く。

(研究)

- 5 愛媛大学は、基礎科学の推進と応用科学の展開を図り、知の創造と知の統合に向けた学術研究を実践する。
- 6 愛媛大学は、地域にある総合大学として、もてる知的・人的資源を生かし、地域・環境・生命を主題とする学術研究を重点的に推進する。
- 7 愛媛大学は、先見性や独創性のある研究グループを組織的に支援し、世界レベルの研究拠点形成を目指す。

(社会貢献)

- 8 愛媛大学は、学術研究成果の還元と優れた人材の輩出を通して、社会の持続可能な発展、人類と自然環境の調和、世界平和に貢献する。
- 9 愛媛大学は、産業、文化、医療等の幅広い分野において最高水準の知識と技術を地域に提供するとともに、地域の諸課題の解決に向けて人々とともに考え、行動し、地域社会の自律的発展に貢献する

(大学運営)

- 10 愛媛大学は、相互に協調し啓発しあう人間関係を基調とした知の共同体を構築し、構成員の自発的・主体的活動を尊重する。
- 11 愛媛大学は、大学の特性と現状の批判的分析の上に立って明確な目標・計画を定め、機動的で戦略的な大学経営を行う。

＜学部・研究科等ごとの目的＞

別添資料Ⅱ－1 学部・研究科ごとの目的